

## 最高裁判所判決の概要(その1)

情報公開審査会  
平成16年3月26日

判決日・法廷	平成15年11月11日第三小法廷		
団体名・事件番号	千葉県・平成10年(行ツ)第167号	大阪市・平成10年(行ヒ)第54号	愛知県・平成10年(行ツ)第57号
事件の概要	県立○○高校の○○校長の旅行命令票(平成5年度中及び平成6年11月分)の公開請求に対して平成6年12月に全部非公開決定を行った。	昭和63年7月から平成4年3月までの大阪市財政局財務部財務課の食糧費支出に係る支出決算書、支出命令書及び歳出予算差引簿の公開請求に対して平成4年6月に全部非公開決定を行った。	平成7年度の他の自治体からの監査委員事務局への来庁に関する依頼書に対する公開請求に対して平成8年5月に部分公開決定を行った。
上告容の争点となつた情報	旅行者の勤務部欄(所)・在勤公署・住所欄・給料表の種類欄・職名欄・級・号給欄・氏名欄及び用務欄など記載内容すべて	会議、懇談会の出席予定者で、大阪市の職員以外の次の者の役職名及び氏名 大阪市議会議員、審議会委員、國家公務員、地方公務員、医療関係者、学識経験者、銀行・報道機関・各種団体所属の者、大学教授・学生、外国の使節の者	依頼書の表題部分に記載されている他の地方公共団体の公務員の職名、氏名等
判決により公開すべきとされた情報	「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄に記録されている情報以外のすべての情報	大阪市議会議員、國家公務員及び地方公務員の役職名及び氏名	他の地方公共団体の公務員の職名、氏名等
判決要旨	<p>1 県の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報でない限り、千葉県公文書公開条例11条2号の非公開情報に当たらない。</p> <p>2 公務員の旅行命令票に記録されている公務員個人の私事に関する情報とこれを含まない職務遂行情報とが氏名欄の記載を共通の内容とする場合には、同記載は千葉県公文書公開条例12条に基づき公開すべき情報に係る部分に含まれるものとして公開しなければならない。</p> <p>3 公務員の旅行命令票の記載欄のうち「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄に記録されている情報が千葉県公文書公開条例11条2号の非公開情報に当たる。</p>	<p>1 国又は他の地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報でない限り、大阪市公文書公開条例6条2号が非公開情報として定める「個人に関する情報」に当たらない。</p> <p>2 法人等の従業員の職務の遂行に関する情報は、権限に基づく契約の締結等、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報に当たる場合を除き、大阪市公文書公開条例6条2号が非公開情報として定める「個人に関する情報」に当たる。</p>	<p>国又は他の地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報でない限り、愛知県公文書公開条例6条1項2号の非公開情報に当たらない。</p>
判決理由要旨	<p>1 本件条例11条2号にいう「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想などの私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たる。</p> <p>2 しかし、県の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、同号の非公開情報に当たるとはいえない。その理由は、次のとおりである。条例1条及び3条の規定から、本件条例は、県の県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであるところ、県の県政に関する情報の大部分は、県の公務員の職務の遂行に関する情報といえるから、県の公務員の職務の遂行に関する情報が記録された公文書について、すべて非公開とできるとは解し難い。</p>	<p>1 大阪市の公務員(特別職を含む。)の職務の遂行に関する情報については、千葉県と同旨。</p> <p>2 国又は他の地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報についても、国又は当該地方公共団体において同様の責務を負うべき関係にあることから、同市の市政に関する情報を広く市民に公開することにより市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ろうとする目的を達成するため、同市の公務員の職務の遂行に関する情報と同様に公開され得るべきものと取り扱うというのが本件条例の趣旨である。したがって、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、条例6条2号の非公開情報に当たるとはいえない。</p> <p>3 法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解する。したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、6条2号の非公開情報に当たらないと解すべきである。そして、このような情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報が含まれると解せる。</p>	<p>1 愛知県の公務員の職務の遂行に関する情報については、千葉県と同旨。</p> <p>2 国又は他の地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報については、大阪市と同旨。</p>

## 最高裁判所判決の概要(その2)

情報公開審査会  
平成16年3月26日

判決日・法廷	平成15年11月21日第二小法廷		平成15年12月18日第一小法廷
団体名・事件番号	富山県・平成12年(行ヒ)第334号	新潟県・平成11年(行ヒ)第145号	広島県・平成12年(行ヒ)第16号
事件の概要	平成6年度分の富山県立山土木事務所及び魚津農地林務事務所の所属職員全員の出勤簿に対する開示請求に対して全部非開示決定を行った。	県東京事務所における平成7年度需用費の支出に関する一切の資料の公開請求に対して平成7年11月に部分公開決定を行った。その後、異議申立てに対する決定により一部を取り消した。	平成8年7月分の広島県東京事務所の食糧費(懇談会費)の支出に係る経費支出身、支出負担行為整理書兼支出調査及び請求書の公開請求に対して平成8年9月に部分公開決定を行った。その後、異議申立てに対する決定により一部を取り消した。
上告審の争点となつた情報	「職」、「氏名」、「採用年月日」、「退職年月日」、年次休暇の「前年からの継越日数」及び「翌年への継越日数」の各欄、1月1日から12月31日までの各日付欄の出勤、出張、休暇の取得等の職員の勤務状況の記載内容すべて	相手方氏名等(懇談会、意見交換会等の会合の出席者及び贈答の相手方の氏名、住所、経歴及び所属・職名) 債権者の従業員氏名等(従業員の氏名、印影及びサイン) 資金前途職員の住所及び口座番号等(取引金融機関名・同コード、預金種別、口座名義及び口座番号) 債権者の口座番号等(取引金融機関名・同コード、預金種別、口座名義及び口座番号)	国家公務員の氏名、所属名及び職名 各省庁のO.B.の氏名、所属名及び職名 広島県産業懇話会に係る文書における相手方の氏名、所属名及び職名
判決により公開すべきとされた情報	職、氏名、出勤、職務専念義務の免除、欠勤等に関する情報	会合及び贈答の相手方が国等の公務員である相手方氏名等(氏名、経歴及び所属・職名) 資金前途職員の口座番号等 債権者の口座番号等	国家公務員の氏名、所属名及び職名
判決要旨	1 公務員の出勤簿に記録された職、氏名、出勤、職務専念義務の免除、欠勤等に関する情報が情報公開条例10条2号所定の非開示情報に該当しない。 2 公務員の出勤簿に記録された停職に関する情報が情報公開条例10条2号所定の非開示情報に該当する。	1 公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報でない限り、旧新潟県情報公開条例が非公開情報として定める「個人に関する情報」に当たらない。 2 法人等の従業員の職務の遂行に関する情報は、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報に当たる場合を除き、非公開情報として定める「個人に関する情報」に当たる。 3 国等の公務員を相手方とした会合及び贈答に係る相手方氏名等並びに資金前途職員の口座番号等の情報は、非公開情報として定める「事務事業に関する情報」に該当しない。 4 債権書の口座番号等の情報は、非公開情報として定める「法人等に関する情報」に該当しない。	1 個人にかかわりのある情報は、原則として広島県公文書公開条例9条2号にいう「個人に関する情報」に当たる。 2 公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、広島県公文書公開条例9条2号にいう「個人に関する情報」に当たらない。
判決理由要旨	1 富山県の職員の公務遂行に関する情報については、千葉県と同旨。 2 「職」、「氏名」、「採用年月日」及び「退職年月日」の各欄の記載は、それ自体が職員の私事に関する情報を含むものではない。 3 職員の出勤及び出張に関する情報は、当該職員が公務に從事したことを示すものであり、公務遂行に関する情報である。他方、休暇の種別、その原因ないし内容や取得状況を示す情報は私事に関する情報といえるが、公務に從事しなかったことは、公務遂行に関する情報としての面がある。そうすると、出勤及び出張に関する情報を開示することが、反面として、それ以外の日に公務に從事しなかったことを明らかにすることでも、その理由まで明らかになるわけではないから、私事に関する情報を開示することにはならない。 4 勤務専念義務の免除は公務遂行に関する情報というべきであり、その免除事由が厚生事業への参加であっても、その個別的内容までが明らかになるものでない以上、私事に関する情報とはいえない。 5 欠勤は承認を得ることなく公務に從事していないことを示すものであり、欠勤の理由は様々であるところ、具体的な理由を表すものではないから、私事に関する情報とはいえない。 6 停職は地方公務員法29条の懲戒処分であり、職員がその処分を受けたことは、公務遂行等に関して非適行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むといえる。したがって、停職に関する情報は、本件条例10条2号の定める非開示情報に該当する。	1 県及び国等の公務員の職務の遂行に関する情報については、千葉県及び大阪市と同旨。 2 法人等の従業員の職務の遂行に関する情報については、大阪市と同旨。 3 国等の公務員を相手方とした会合及び贈答に係る相手方氏名等並びに資金前途職員の口座番号等の情報が、「事務事業に関する情報」に該当しない理由は次のとおり。 (1) 企業説明事務に關係しない会合は内密の協議等であるとの事情もなく、また、企業説明事務に關係するものは、一般的な情報収集であるから相手方氏名等を公開しても、同号所定のおそれを生ずることは考え難い。 (2) 贈答は公務員個人に対してされたものではなく、所屬する国等の部局に対してされたものといえるから、相手方氏名等を公開しても、同号所定のおそれを生ずることは考え難い。 (3) 資金前途職員の口座番号等は、特定の職員が職務上使用するためのものであるから、公開しても県の事務事業の円滑な実施をするなどのおそれを生ずることは考え難い。 4 債権者が任意様式の請求書で請求しており、顧客が県であるから特別に口座番号等を開示したなどの特段の事情もないから、債権者の口座番号等の記載部分に係る情報は、「法人等に関する情報」の非公開情報に該当しない。	1 県及び国等の公務員の職務の遂行に関する情報については、千葉県及び大阪市と同旨。 2 法人等の従業員の職務の遂行に関する情報については、大阪市と同旨。

## 情報公開制度の運営等に係る組織について

平成16年3月26日

### I 審査会及び推進会議の設置時期

#### 1 情報公開制度の施行と同時に審査会と推進会議を設置した団体

神奈川県、山梨県、岡山県、千葉市、川崎市、京都市

#### 2 情報公開制度の施行時に審査会を設置し、その後に推進会議を設置した団体

(1) 群馬県 県の情報公開を促進するとともに、県民からの情報の公表を求める申出等について、その内容を調査検討し、必要に応じて実施機関に対し、一般県民への情報の公表を促す等の意見を述べる。

(2) 東京都 情報公開に関する重要事項について建議する機能を強化するため、審査会とは別に、運営審議会を設置した。

#### 3 担任する事務

##### (1) 審査会

各都県市とも、表現は多少異なるものの、「行政不服審査法による不服申立てがあった場合、実施機関の諮問に応じ、当該不服申立てについて調査審議する。」とし、不服申立てに伴う諮問案件の審査に特化している。

なお、東京都は、上記の担任事務のほかに、諮問の審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開について、実施機関に意見を述べる権能を付与している。

##### (2) 推進会議

各都県市とも、「情報公開に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。」としており、情報公開条例の改正、制度運用の見直し等、重要案件の審査機関に位置づけている。

### II 推進会議の開催状況及び実績

#### 1 推進会議の開催周期等

(1) 年1回……群馬県、山梨県、千葉市、京都市（京都市は、「制度の改善等の諮問があった場合は、この限りでない。」としている。）

(2) 年3回程度……神奈川県

(3) 年3～4回……川崎市

(4) 必要の都度……東京都（平成14年度3回、平成15年度6回）  
岡山県（平成13年3月から12月の間に7回（外郭団体の情報公開）、平成15年度3回（個人情報保護））

#### 2 議題等

(1) 情報公開制度の運用状況、各種報告

(2) 制度の充実（条例改正）、制度運用上の課題

(3) 個人情報保護制度のあり方、外郭団体の情報公開制度のあり方

(4) 審議会報告書の内容、存否応答拒否事例の報告

#### 3 建議又は答申等の実績

##### (1) 情報公開制度に関すること

- ・ 情報公開制度のあり方
- ・ 情報公開条例運用上の今後の課題
- ・ 情報公開制度の充実

- (2) 外郭団体に関すること
  - ・ 外郭団体の情報公開制度のあり方
  - ・ 出資団体等の情報の公開の推進
- (3) 開示請求に関すること
  - ・ 例外的な大量請求に対する取扱い方策
  - ・ ビデオテープ及び録音テープの写しの交付
  - ・ 情報公開手続等の電子化
  - ・ 個人情報に係る任意後見人による開示請求
- (4) その他
  - ・ 要望書の提出（公安委員会に係る行政不服申立てについて、第三者機関の審査の仕組みを整備するよう国に制度上の改正を要望すべきである。）

### III 審査会と推進会議の関係

#### 1 審査会委員と推進会議委員の兼職

- (1) 京都市では、不服申立て事案を審議する過程で、制度改善策等の問題提起があつた場合に、相互の連携を確保するため、審査会委員と推進会議委員の兼職が行われている。
- (2) 千葉市は、情報公開に関する学識経験者に委嘱した結果、兼職の委員が発生した。
- (3) その他の都県市では、兼職の事例がない。

#### 2 審査会と推進会議との合同会議

審査会と推進会議との合同会議を行っている都県市はない。

#### 3 審査会と推進会議との、他の連携状況

群馬県において、「情報交換」が行われているが、他の都県市はない。

### IV 審査会と推進会議の今後の在り方についての検討状況

#### 1 あり方の検討状況

審査会と推進会議の今後のあり方について、検討を行っている都県市はない。

なお、千葉市では、行政改革の一環として、情報公開・個人情報保護に係る審査会・審議会の統合を検討中である。

#### 2 あり方についての課題、問題点等

課題、問題点等を有する都県市はない。

なお、川崎市では、情報公開制度の枠組みの中ではなく、個人情報保護、会議公開などを含めた統合的情報公開制度の枠組みの中で、今後のあり方を検討中である。

# 千葉県情報公開審査会資料

## 第 6 回 審 議 用

平成16年3月26日  
千葉県情報公開審査会事務局

(諮問事項第2「その他制度改善に資する事項」)

## 目 次

### 第2 その他制度改善に資する事項

1 文書管理について	1
2 情報化の推進（目録検索、電子申請等）	9
3 情報提供の推進	12
4 異議申立て案件の処理（類似案件の一括処理、 諮詢前の見直しの徹底）	16
5 条例による請求対象文書の拡大	17

# 諮詢事項に関する検討資料

諮詢事項 NO. II

判断指標 NO. 1

諮詢事項	II その他制度改善に資する事項
検討項目	文書管理について

(調査等結果)

1 文書管理に関する法体系  
情報公開条例（第29条）

- 文書管理規則
  - 知事等が定める規則  
(例：千葉県行政文書管理規則)
- 文書管理規程
  - 知事等が定める訓令  
(例：千葉県行政文書規程)

2 文書管理の実体

(1) 行政文書の分類

- 第1分類（班・室等） ○ 第2分類（所掌事務） ○ 第3分類（簿冊、フォルダ）  
分類例示 別紙1

(2) 行政文書の目録  
簿冊ごとに作成（図画、電磁的記録については、保存期間10年以上のもののみ）

(3) 行政文書の保存期間  
原則として、長期、10年、5年、3年、2年及び1年の種別  
期間例示 別紙2

(4) 行政文書の保存、整理

- 専用の場所において適切に保存（事務室、書庫及び倉庫のロッカー及び書棚等並びに特定されたコンピューターのハードディスク等）
- 簿冊等に整理（文書を簿冊に綴りこみ、図面及び電磁的記録を専用の箱に入れ、又は電磁的記録をフォルダに収納）
- 常時使用する文書、保存期間が1年の文書等は、文書管理責任者が保存
- 保存期間が2年以上の文書は政策法務課長が引継ぎ保存
- 保存期間が長期であり、かつ処理が終わってから20年を経過している文書は、文書館長が引継ぎ保存
- 保存期間の延長
  - ・ 情報公開請求等があったもの 決定日から1年間
  - ・ 監査、検査等の対象になっているもの。現に係属している訴訟及び不服申立てにおいて必要となっているもの

## 諮詢事項に関する検討資料

諮詢事項 NO. II

検討項目 NO. 1

### (調査等結果)

#### (5) 行政文書の廃棄

- 保存期間を経過した行政文書は、文書管理責任者又は政策法務課長が廃棄
- 廃棄にあたっては、あらかじめその旨を文書館長に通知
- 文書管理責任者は、保存期間が経過する前に廃棄しなければならない特別な理由がある場合は、政策法務課長に届け出ることにより廃棄が可能

#### (6) 文書の処理

- 起案その他の文書及び施行については、文書管理電算システムを使用（知事部局本庁、教育庁本庁のみ）

一般的な文書処理 別紙3

## 行政文書分類表

年 度 平成14年度  
主務課名 政策法務課

第1分類		第2分類		第3分類		保存期間	備考
番号	名称	番号	名称	番号	名称		
14	情報公開	001	情報公開制度	0001	解釈運用基準、規則要綱	長期年	
14	情報公開	001	情報公開制度	0002	実施機関別規則、要綱等	長期年	
14	情報公開	001	情報公開制度	0003	県政情報の公表	3年	
14	情報公開	001	情報公開制度	0004	情報公開関係判決書	10年	
14	情報公開	001	情報公開制度	0005	情報公開関係答申	10年	
14	情報公開	002	情報公開審査会	0001	情報公開審査会	10年	
14	情報公開	002	情報公開審査会	0002	情報公開審査会委員委嘱関係	長期年	
14	情報公開	002	情報公開審査会	0003	情報公開審査会会議録	10年	
14	情報公開	002	情報公開審査会	0004	情報公開審査会答申	長期年	
14	情報公開	002	情報公開審査会	0005	異議申立関係（決定書）	10年	
14	情報公開	003	審査請求	0001	審査請求関係	長期年	
14	情報公開	004	その他	0001	行政資料有償頒布関係	3年	
14	情報公開	004	その他	0002	照会・回答	3年	
14	情報公開	004	その他	0003	供覧	1年	
14	情報公開	004	その他	0004	千葉県情報公開・個人情報保護運営委員会	長期年	
14	情報公開	004	その他	0007	千葉県情報公開推進委員会	3年	

別表（第十条第一項）

項目	長期	十年	五年	三年	二年	一年
例規等	法令、条例、規則、訓令、告示その他将来の例証となるべき文書の制定及び改廃に関する文書					
	法令、条例、規則、訓令、告示その他将来の例証となる文書の解釈及び運用方針に関する文書で重要なものの	法令、条例、規則、訓令、告示その他将来の例証となる文書の解釈及び運用方針に関する文書				
	千葉県報の原本					
議会	県議会の議案等に関する文書で重要なもの		県議会の議案等に関する文書		県議会の議案等に関する文書で軽易なもの	県議会の議案等に関する文書で特に軽易なもの
県行政の基本方針等	県行政の総合的な計画に関する文書で特に重要なもの	県行政の総合的な計画に関する文書で重要なもの	県行政の総合的な計画に関する文書	県行政の総合的な計画に関する文書で比較的軽易なもの	県行政の総合的な計画に関する文書で軽易なもの	県行政の総合的な計画に関する文書で特に軽易なもの
	県行政の沿革に関する文書で特に重要なもの	県行政の沿革に関する文書で重要なもの	県行政の沿革に関する文書	県行政の沿革に関する文書で比較的軽易なもの	県行政の沿革に関する文書で軽易なもの	県行政の沿革に関する文書で特に軽易なもの
財務、公有財産	歳入歳出予算及び決算に関する文書（総務部財政課（以下「財政課」という。）所管のもの）			歳入歳出予算及び決算に関する文書（財政課所管以外のもの）		歳入歳出予算及び決算に関する文書で軽易なもの
			出納その他の財務会計に関する文	出納その他の財務会計に関する文		出納その他の財務会計に関する文

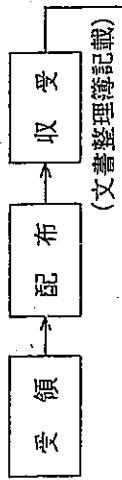
		書で重要な もの	書		書で軽易な もの
	県債及び県 債償還に関 する文書				
	県有財産の 取得、処分等 に関する文 書	県有財産の 管理に関する 文書で重 要なもの	県有財産の 管理に関する 文書	県有財産の 管理に関する 文書で軽 易なもの	県有財産の 管理に関する 文書で特 に軽易なも の
	県税等の賦 課及び徴収 に関する文 書で重要な もの	県税の賦課 及び徴収に に関する文書	県税の賦課 及び徴収に に関する文書 で比較的軽 易なもの	県税の賦課 及び徴収に に関する文書 で軽易なも の	県税の賦課 及び徴収に に関する文書 で特に軽易 なもの
行政行為、行 政事務一般	許可、認可、 免許、登録、 証明、認定等 の行政処分 に関する文 書で法律関 係が十年を 超えるもの	許可、認可、 免許、登録、 証明、認定等 の行政処分 に関する文 書で法律関 係が五年を 超え十年以 下のもの	許可、認可、 免許、登録、 証明、認定等 の行政処分 に関する文 書で法律関 係が三年を 超え五年以 下のもの	許可、認可、 免許、登録、 証明、認定等 の行政処分 に関する文 書で法律関 係が二年を 超え三年以 下のもの	許可、認可、 免許、登録、 証明、認定等 の行政処分 に関する文 書で法律関 係が一年を 超え二年以 下のもの
	叙勲及び褒 章に関する 文書	知事表彰等 に関する文 書	叙勲、褒章、 知事表彰等 の内申に關 する文書で 重要なもの	叙勲、褒章、 知事表彰等 の内申に關 する文書	
	訴訟及び行 政不服審査 に関する文 書で重要な もの	訴訟及び行 政不服審査 に関する文 書	訴訟及び行 政不服審査 に関する文 書で軽易な もの		
		行政事務の 計画、調査、 研究、統計及 び報告に關 する文書	行政事務の 計画、調査、 研究、統計及 び報告に關 する文書で 比較的軽易 なもの	行政事務の 計画、調査、 研究、統計及 び報告に關 する文書で 軽易なもの	行政事務の 計画、調査、 研究、統計及 び報告に關 する文書で 特に軽易な もの
	諮詢、答申等 に関する文 書で重要な もの	諮詢、答申等 に関する文 書	諮詢、答申等 に関する文 書で軽易な もの		
			監査、検査及 び事務指導 に関する文 書	監査、検査及 び事務指導 に関する文 書	監査、検査及 び事務指導 に関する文 書で特に輕

				もの	易なもの
人事、福利厚生等	職員の任免、賞罰及び履歴に関する文書（総務部総務課（以下「総務課」という。）所管のもの）			職員の任免、賞罰及び履歴に関する文書（総務課所管以外のもの）	人事一般に関する文書で軽易なもの
	地方公営企業管理者、行政委員会等の委員及び附属機関の委員の任免に関する文書				
	恩給、年金、職員の給与、諸手当及び公務災害補償等の裁認定に関する文書（総務課所管のもの）		職員の給与、諸手当等に関する文書		給与一般に関する文書で軽易なもの
			非常勤職員及び臨時職員の雇用に関する文書		
			事務分掌表及び職員の服務に関する文書		服務一般に関する文書で軽易なもの
			職員の研修に関する文書		職員の研修に関する文書で軽易なもの
台帳等	台帳、帳簿、名簿等で特に重要なものの	台帳、帳簿、名簿等で重要なもの		台帳、帳簿、名簿等	台帳、帳簿、名簿等で特に軽易なもの
				文書の収発記録に関する文書	文書の収発記録に関する文書で軽易なもの
				復命書	復命書で軽易なもの
				各種試験の答案各種試	各種試験の願書

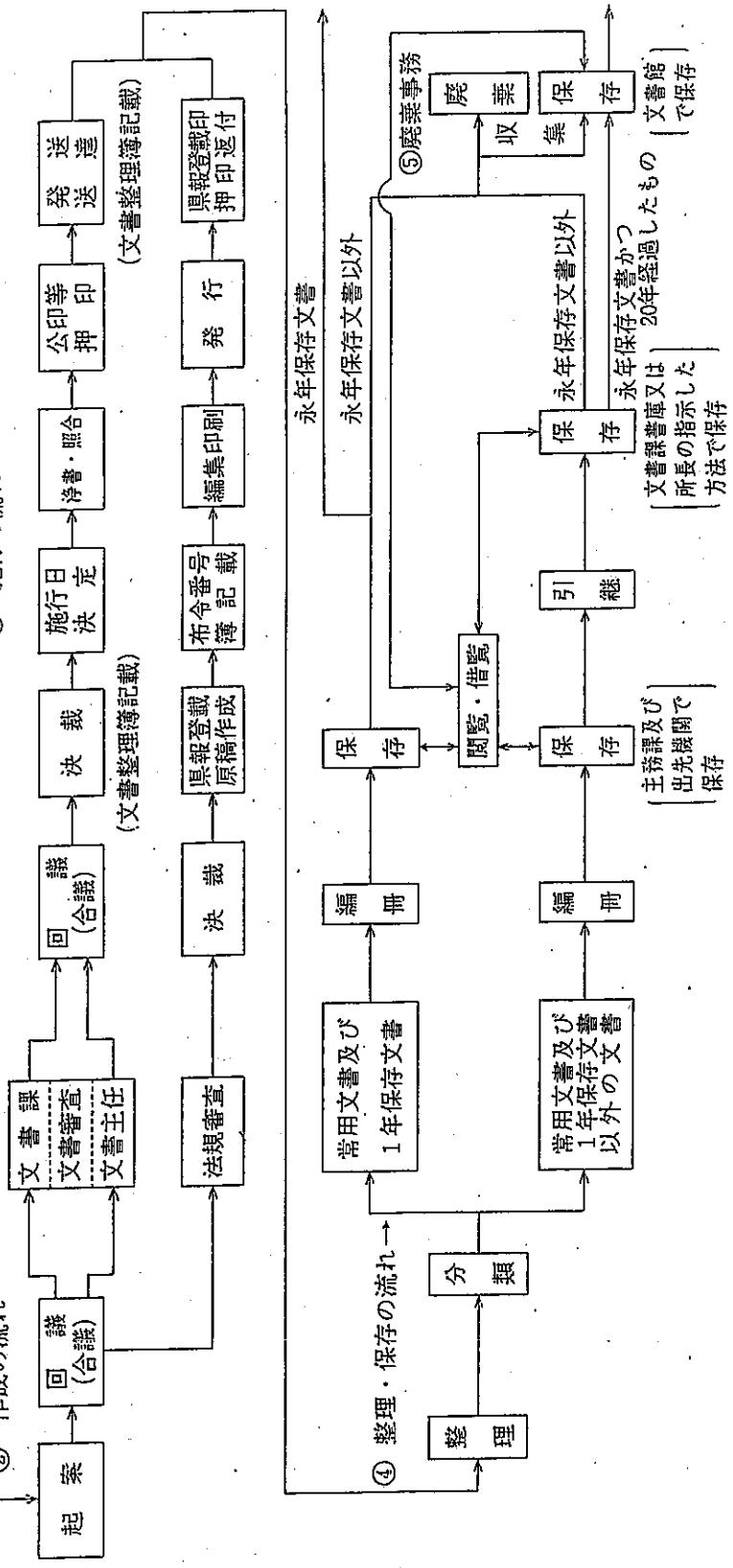
				験の願書で 重要なもの		
			諸会議に關 する文書	諸会議に關 する文書で 軽易なもの	諸会議に關 する文書で 特に軽易な もの	
前各項に掲 げる項目以 外の文書、図 画及び電磁 的記録	前各項に掲 げる文書に 類するもの その他長期 保存する必 要があると 認められる 文書、図画及 び電磁的記 録	前各項に掲 げる文書に 類するもの その他十年 間保存する 必要がある と認められ る文書、図画 及び電磁的 記録	前各項に掲 げる文書に 類するもの その他五年 間保存する 必要がある と認められ る文書、図画 及び電磁的 記録	前各項に掲 げる文書に 類するもの その他三年 間保存する 必要がある と認められ る文書、図画 及び電磁的 記録	前各項に掲 げる文書に 類するもの その他二年 間保存する 必要がある と認められ る文書、図画 及び電磁的 記録	前各項に掲 げる文書に 類するもの その他一年 間保存する 必要がある と認められ る文書、図画 及び電磁的 記録

文書処理の流れ

① 収受の流れ→



② 作成の流れ→



公文書における一般的な文書処理の流れ

## 諮詢事項に関する検討資料

諮詢事項 NO. II

判断指標 NO. 2

諮詢事項	II その他制度改善に資する事項
検討項目	情報化の推進（目録検索、電子申請等）

(調査等結果)

1 開示請求について  
開示請求は、開示請求書を提出して行うこととなっており、口頭、電話による開示請求は認めていない。  
また、ファクシミリ又は電子メールによる開示請求は認めていない。

2 行政文書目録閲覧システムについて  
16年2月から稼動したことにより、ホームページ上の目録検索が可能となつたが、次の範囲に限られる。  
・ 平成13年度、14年度の施行文書で、かつ文書管理電算システムに登録されたもの（知事部局本庁及び教育庁本庁で施行した文書）  
検索画面等 別紙4

3 総合的な文書管理システムの導入について  
平成13年8月に策定した千葉県電子県庁推進計画において、総合的な文書管理システムの導入等が次のような方向性で計画されている。

<方向性>

① 総合的な文書管理システムの構築  
ア 文書のライフサイクル（収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等）を一元的に管理する。  
イ 行政文書全体の見直しを行い、意思決定の迅速化及びペーパーレス化を促進する電子決裁システムの導入を図る。  
ウ 行政文書を電子的に保管することにより、文書等の保存スペースや管理に要する作業の軽減を図る。

② 文書データベースの整備  
ア 電子的に作成した文書を、データベースに格納することにより、検索の便宜を向上させ、情報の活用を図る。  
イ これらのデータベースを活用し、積極的な情報提供等に迅速に対応する仕組みを構築する。

③ 総合行政ネットワーク等への対応  
現在、整備が進められている総合行政ネットワークと接続することにより、国・都道府県・市町村等との電子文書の交換を実現する。  
また、県民・事業者からの電子申請を実現するシステムにも対応できるよう配慮する。

## 行政文書目録閲覧システムの概要について

### 1 検索画面（千葉県ホームページにリンク）

千葉県行政文書目録検索

**文書検索選定**

対象年度・部局名・課名を選択し、  
キーワードを入力して「文書検索」ボタンを押してください。

<input type="text"/> 年度	<input type="text"/> 部局名	<input type="text"/> 課名
-------------------------	--------------------------	-------------------------

文書検索  リセット  検索方法

**参考**

- ①「知事部局本庁各課の主なしごと」
- ②「教育庁本庁各課の主なしごと」

平成15年4月1日現在の本庁各課における主な分掌事務です。  
(組織改編等により業務が異なることがあります。)

### 2 文書検索の条件選定（対象年度・部局名・課名・キーワードを入力）

千葉県行政文書目録検索

**文書検索選定**

対象年度・部局名・課名を選択し、  
キーワードを入力して「文書検索」ボタンを押してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 年度	<input type="text"/> 部局名	<input type="text"/> 課名
--	--------------------------	-------------------------

総務部  文書課

文書検索  リセット  検索方法

**参考**

- ①「知事部局本庁各課の主なしごと」
- ②「教育庁本庁各課の主なしごと」

平成15年4月1日現在の本庁各課における主な分掌事務です。  
(組織改編等により業務が異なることがあります。)

### 3 入力されたキーワードを含む行政文書目録の一覧を表示

## 千葉県行政文書目録検索

現在、36,019 の文書がインデックス化され、47,149 個のキーワードが登録されています。

インデックスの最終更新日: 2003-10-23

検索式: [情報公開] [検索方法]

表示件数: [20] 表示形式: [標準] ソート: [スコア]

### 検索結果

参考ヒット数: [情報公開: 29]

検索式にマッチする 29 個の文書が見つかりました。

#### 1. 情報公開関係答申 (スコア: 64)

著者: 不明

日付: Mon, 20 Oct 2003 11:08:14

行政文書目録 総務部 文書課 編冊年度:平成14年度 保存期間:10年 文書分類番号:14-001-0005 簿冊名:情報公開関係答申 --> 59件あります  
文書記号番号 完結日 件名 平成14年6月21日 和歌山県情報公開審査会の答申書  
<http://search1.kouhou.pref.chiba.jp/html/2002/01060/14-001-0005.html> (15,168 bytes)

#### 2. 情報公開審査会 (スコア: 56)

著者: 不明

日付: Mon, 20 Oct 2003 11:08:16

行政文書目録 総務部 文書課 編冊年度:平成14年度 保存期間:10年 文書分類番号:14-002-0001 簿冊名:情報公開審査会 --> 126件あります  
文書記号番号 完結日 件名 文書 その他 平成15年1月29日 資問の取下げについて  
<http://search1.kouhou.pref.chiba.jp/html/2002/01060/14-002-0001.html> (32,790 bytes)

#### 3. 千葉県情報公開推進委員会 (スコア: 32)

著者: 不明

日付: Mon, 20 Oct 2003 11:08:16

行政文書目録 総務部 文書課 編冊年度:平成14年度 保存期間:3年 文書分類番号:14-004-0007 簿冊名:情報公開推進委員会 --> 126件あります  
文書記号番号 完結日 件名 文書 第 117 号 平成14年8月19日 千葉県情  
<http://search1.kouhou.pref.chiba.jp/html/2002/01060/14-004-0007.html> (5,080 bytes)

### 4 行政文書目録の表示

## 行政文書目録

総務部 文書課	
編冊年度:平成14年度 保存期間:10年	
文書分類番号:14-002-0001 簿冊名:情報公開審査会 --> 126件あります	
文書記号番号	完結日
文書 その他	平成15年1月29日 資問の取下げについて
文書 その他	平成15年1月30日 千葉県情報公開審査会への職員の出席について(依頼)
文書 その他	平成14年4月24日 千葉県情報公開審査会への職員の出席について(依頼)
文書 その他	平成15年2月19日 千葉県情報公開審査会での口頭意見陳述について
文書 その他	平成15年1月29日 理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について
文書 その他	平成14年9月6日 平成14年度第6回千葉県情報公開審査会第2部会の開催について(通知)
文書 その他	平成15年3月13日 千葉県情報公開審査会への職員の出席について(依頼)
文書 その他	平成15年2月18日 千葉県情報公開審査会への職員の出席について(依頼)
文書 その他	平成15年3月17日 理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について(送付)
文書 その他	平成15年1月30日 平成14年度第9回千葉県情報公開審査会第1部会の開催について(通知)
文書 その他	平成14年11月15日 異議申立てに係る意見書について(送付)
文書 その他	平成14年9月26日 理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について
文書 その他	平成15年2月5日 理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について
文書 その他	平成15年2月18日 平成14年度第9回千葉県情報公開審査会第2部会の開催について(通知)
文書 その他	平成14年11月20日 平成14年度第6回千葉県情報公開審査会第2部会の開催について(通知)
文書 その他	平成14年9月9日 理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について
文書 その他	平成15年2月25日 異議申立てに係る意見書について
文書 その他	平成15年2月25日 理由説明書の提出について
文書 その他	平成14年11月20日 千葉県情報公開審査会への職員の出席について(依頼)
文書 その他	平成14年9月13日 異議申立てに係る意見書について(送付)
文書 その他	平成15年2月28日 千葉県情報公開審査会への職員の出席について(依頼)

## 諮詢事項に関する検討資料

諮詢事項 NO. II

判断指標 NO. 3

諮詢事項	II その他制度改善に資する事項
検討項目	情報提供の推進

(調査等結果)

1 制 度

平成13年度から、県政情報の公表に関する要綱により、県政情報について公表している。

○ 県政情報の公表に関する要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は、千葉県情報公開条例第26条及び第27条に規定する情報公開の総合的な推進の趣旨を踏まえ、開かれた県政を推進し、県民参加による行政を一層推進するため、県政情報を公表することに関し必要な事項を定める。

（情報の公表）

第4条 実施機関は、次に掲げる事項に関する実施機関が保有する情報については、公開条例第8条に規定する不開示情報に該当するものを除き、これを県民に公表するよう努めるものとする。

<各号：要旨>

- (1) 県の長期計画その他県の重要な基本計画
- (2) 各種推進本部会議における決定事項
- (3) 附属機関等の報告書及び会議録並びに当該附属機関への提出資料
- (4) 主要事業の状況
- (5) 県議会定例会等における知事発言等県の施政方針
- (6) 県の組織、県の職員の定数・給与に関する事項
- (7) 環境・保健衛生・防災等県民生活の安全と密接な関係がある事項
- (8) 県民の意識・生活実態等に関する調査結果に関する事項
- (9) 研究・技術・統計に関する資料
- (10) 試験・行事に関する事項
- (11) その他知事が定める事項

（公表の方法）

第5条 前条各号に掲げる情報の公表に当たっては、原則として文書館行政資料室における閲覧によるほか、次に掲げる方法のうち効果的なものにより行うものとする。

- (1) インターネットによる自動送信
- (2) 印刷物の配布又は行政資料の有償頒布
- (3) 県の発行する広報紙誌への掲載
- (4) 県報への登載
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

第2項 (略)

# 諮詢事項に関する検討資料

諮詢事項 NO. II

検討項目 NO. 3

(調査等結果)

## 2 情報提供の現状

ホームページトップ 別紙5

### (1) 千葉県ホームページの登載情報

ファイル数 114, 125ファイル

県庁内各課ホームページの整備率 100%

### (2) 千葉県ホームページの利用状況

<アクセス数及び訪問者数>

年 度		13年度	14年度	15年度 (16. 2月)
ア ク セ ス 数	総 件 数	12,755,748	22,040,374	34,230,611
	月 平 均	1,062,979	1,836,698	3,111,874
訪 問 者 数			4,291,921	6,116,324

### (3) 文書館行政資料室への配架件数

平成13年度 157件

平成14年度 472件

平成15年度 575件 (1月末)

[文字のみのメニューはこちらへ](#) / [文字の大きさ・色や背景色を変更して読みたい方へ](#)



# 千葉県

Chiba  
Prefectural  
Government

## 千葉県ホームページ

English



メールマガジン



携帯電話用

千葉県 全文(キーワード)検索 [検索方法]

検索

### 知事室へようこそ

知事から皆様へのメッセージ  
千葉からの「変革と創造」

### 注目情報

- ▶ 千葉県に「2004年国際アテナ賞(ATHENA AWARDS 2004)」が贈られます。
- ▶ 「ちは2004年アクションプラン」策定
- ▶ 千葉県高病原性鳥インフルエンザ予防情報
- ▶ 県の出先機関が変わります！

県政トピックス 未成年者飲酒防止取組推進宣言式・街頭キャンペーン(3/17up)  
知事メッセージ アテネ五輪女子マラソン/予算委員会/アテナ賞受賞について(3/17up)

### 最新情報

-3月22日更新

- ▶ 手賀沼親水広場主催「16年度イベント案内」掲載
- ▶ 雇用労働課ホームページ更新  
4月1日移行のお問い合わせ先一覧  
緊急地域雇用創出特別基金事業のご案内
- ▶ 平成15~17年度入札参加資格審査申請等の追加受付(土木部)
- ▶ 平成15年度2月補正予算の概要及び平成16年度当初予算の概要(企業庁)

-3月19日更新

- ▶ 平成16年度「学校教育指導の指針」リーフレットを掲載
- ▶ 第15回教育委員会会議の開催について
- ▶ 県議会ホームページ更新  
議案の審議結果/可決された意見書/採択された請願(平成16年2月定例会分)  
平成16年6月定例県議会会期及び議事予定(素案)
- ▶ 平成16年度緊急再就職等訓練事業の訓練科目募集について
- ▶ 平成16年度千葉県立高等技術専門校訓練生募集について
- ▶ 松戸保健所ホームページ更新
- ▶ 千葉県報(2月分目録、第11877号)掲載  
(一覧を表示する)

### ただいま募集中

二意見募集中/公募・募集/NEW!職員採用試験/職員採用選考/千葉などの花県民会議/ちはづくり県民コメント(パブリックコメント)

- 県政ニュース(県政の最新情報を掲載)
- 各支庁発(支庁からのお知らせを掲載)
- 庁議・定例部課長会議(会議結果を掲載)
- 人気のページTOP10

■ 防災情報

■ 交通規制情報

■ 交通事故発生状況

■ 行政文書目録検索

■ 産廃残土県民ダイヤル

■ 牛海绵状脳症(BSE)情報

■ 重症急性呼吸器症候群(SARS)について

■ 千葉県地質環境インフォメーションバンク

■ 千葉県におけるディーゼル車対策

■ 医療機関情報

■ 大気環境情報

■ 審議会等の公開



### 暮らしの情報

県民相談窓口 / 消費生活 / 労働・就職 / 税金 / 住まい / 生涯学習 / 健康・衛生 / 千葉県NPO情報ネット / 健康福祉「情報の森」/ 健康ちば21



### ちばの環境

大気 / 自動車公害 / 水質 / 廃棄物 / 自然保護 / 地球環境 / 環境学習 / 化学物質



### 人権・男女共同参画・国際交流



### 子ども・高齢者・障害者

子育て / 教育 / 高齢者・介護保険 / 障害者・バリアフリー / こどものページ



### もしもに備えて

防災 / 医療機関・保健所 / 交通安全 / 警察相談 / 海外危険情報



### 県への手続き

パスポート / 資格・試験 / 入札参加資格審査登録 / 申請届出書様式ダウンロード



### 千葉県例規集



### 千葉県ってどんなところ?

県のあらまし / こどものページ / 見どころ・施設 / 県のシンボル / 千葉県ガイドブック / 統計 / 道路・交通・港湾・空港



### 県庁発

千葉県県案内図 / 県のしくみと仕事 / 県庁各課のページ / 県の広報 / 計画 / 財政 / 情報公開 / 個人情報保護 / 千葉県報 / 行政改革 / 三番瀬 / 県有地売却情報 / 千葉都市モノレール / 構造改革特区・地域再生



### ビジネス

農林水産業 / 商工業 / 工業団地・企業誘致 / 札契約情報 / 企業庁からの分譲情報 / 工業用水



### おもしろ半島ちば

ちばの観光まるごと紹介 / イベント / 特產品 / 売所 / 朝市 / 観光農園



### 県内地域情報

市町村一覧 / 市町村の財政 / 市町村合併 / 各支庁発 / 土木部出先機関



### 県立博物館 デジタルミュージアム



### 関連リンク集

	千葉県議会	水道局	教育委員会	人事委員会	地方労働委員会
	千葉県警察	企業庁	選挙管理委員会	監査委員	

600  
万人口  
の  
うらやましい  
千葉

千葉県  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
TEL. 043-223-3000(代表)

このホームページ(サイト)について  
リンクについて

## 諮詢事項に関する検討資料

諮詢事項 NO. II

判断指標 NO. 4

諮詢事項	II その他制度改善に資する事項
検討項目	異議申立て案件の処理（類似事案の一括処理、諮詢前の見直しの徹底）

(調査等結果)

1 堆積する異議申立ての解消に向けた取組み

(1) 訒問前の見直しの徹底  
新たな判決や答申があった場合等には、決定の見直しを各実施機関に働きかけている。  
その結果、諮詢を経ずに再決定できると判断される場合には、各実施機関において再決定への事務を進めているところである。  
また、新たに開示できることとなる情報を整理することにより、異議申立人と異議申立ての取下げ等を交渉するなど、堆積する異議申立ての解消に向けて取組みを進めている。

(2) 類似案件の一括処理  
ア 実施機関に対し、類似案件の併合、一括諮詢を指導している。  
例：平成14年度において 973件の異議申立てを5件に整理集約し諮詢した。

イ 審査会において、類似案件を整理し一括審議し、審議の効率化を図っている。  
例：平成14年度において、答申した45件のうち、18件は類似案件の一括審議として処理したものである。

<内訳>

2件の案件を一括審議したもの	2例
3件の案件を一括審議したもの	2例
4件の案件を一括審議したもの	2例

諮詢事項に関する検討資料

諮詢事項 NO. II

判断指標 NO. 5

諮詢事項	II その他制度改善に資する事項
検討項目	条例による請求対象文書の拡大

(調査等結果)

1 現行制度

区分	施行時期等	対象文書	不開示事由
現行条例	平成13年4月以降作成	行政文書 (組織共用文書含む)	条例8条各号
特例条例	平成10年4月以降作成		
旧条例	昭和63年4月以降作成	決裁供覧文書 (組織共用文書含まず。)	旧条例第11条各号
申出対応	昭和63年度～平成12年度までに作成	組織共用文書	旧条例第11条各号
	昭和62年度以前に作成	決裁供覧文書及び組織共用文書	

## 千葉県情報公開審査会答申における付言

### 事務処理について

#### 答申第64号

件名	「平成5年度人事異動補助表、平成6・7年度人事異動要望調」に対する部分公開決定（教育委員会）
背景	対象文書が大量であるため、事務処理上の工夫が求められる。
付言	本件文書は、全県立高等学校の事務職員に係る3か年度分の「人事異動補助表」又は「人事異動要望調」であり、相当な枚数にのぼる。 <u>実施機関は、本件文書の部分公開を行うに当たっては、実施機関及び異議申立人双方の負担とならないよう、特定の学校のものを一例として挙げて行うなど、工夫すべきである。</u>

#### 答申第67（68）号

件名	「特定の職員が起案した文書、研修を受講したことがわかる文書、旅行命令票及び復命書並びに現在のポストに就任した経緯がわかる全ての文書」に対する非公開決定（知事）
背景	本件決定が、実質的には、実施機関が請求自体を拒否した請求却下処分であることから、審査会の実質審議の対象ではないとした。
付言	<p>本件諮詢事案は、非公開決定処分に係るものであるが、実質的には請求却下処分に当たるものと認められ、当審査会における実質審議の対象たり得ないので、実施機関自らにおいて処分の妥当性を改めて検討し、決定を行うことが適当である。</p> <p>なお、実施機関は請求却下における処分を行うにつき、条例第8条第1項の規定により公文書の非公開決定を行い、同条第2項の規定によりその旨を通知書により通知するという手続を採用している。しかし、当該規定は、適法なものとして扱われた請求に対し、請求に係る公文書を公開するかどうかの決定及びその内容を通知することを予定していると解するのが一般であり、それ以外の場合に適用することは予定されていない。</p> <p>したがって、当審査会は、<u>請求却下に係る処分手続に関して、以後、より的確な方策が実施機関において講じられるよう申し添える。</u></p>

答申第111(113)号

件名	「安房支庁県民センターが旅券発給業務において交付年月日を記録していないことを隠ぺいするために行政文書開示請求書を中央旅券事務所に転送し、同事務所で不存在を理由に不開示決定通知書を発行することに係った県職員の氏名についてわかる書類」の不開示(不存在)決定（知事）
背景	請求や異議申立てが、いたずらに実施機関に事務の負担を強いるものであると認められる。
付言	本件のような開示請求は、開示請求者の主観的な評価が記されることにより、文書の客観的な特定がいたずらに困難なものとなっており、開示請求書が提出された段階で補正を命じ、なお応じないときは却下すべきものとも思われる。今後、実施機関においては、開示請求権の重要性を十分踏まえつつ、同種の開示請求があった場合の運用について検討するよう附言する。

答申第122号

件名	「安房郡鋸南町の新農業改善事業竜島地区の換地更生承認の際、同町竜島813-1が抹消となったのに同所802番の地形（境界）が変わったことのわかる書類、または承認された理由がわかる書類」の不開示決定（知事）
背景	不開示とした部分を修正液で消し他を開示した事務処理について、適正な運用とは認められない。
付言	情報公開制度の適正な運用という観点からは当該事務処理は、不適切と言わざるをえない。よって、実施機関においては、今後このような事務処理が行われることのないよう十分留意するよう求める。

## 答申第126号

件名	「原告請求人、被告千葉県代表監査委員川崎康夫間の千葉地方裁判所の行政訴訟において被告は平成9年12月10日、請求人の平成7年度及び平成8年度の公開請求件数は、請求回数74回、請求件数4604件にのぼる、被告だけでも6回、1716件であると主張したので、その根拠となる資料」(以下「本件開示請求」という。)の不開示決定(知事)
背景	本件請求の内容が、自己情報の開示請求であることが明白であったため、実施機関における、適切な事務処理が求められる。
付言	本件開示請求の内容を鑑みれば、本件開示請求が自己情報の開示請求であることは明白であるから、異議申立人本人が法令等の知識に精通しているか否かといった個別状況のいかんにかかわらず、 <u>実施機関が千葉県個人情報保護条例に基づく開示請求をすべき旨、教示すべきであったものと考えられる。</u>

### 請求について

## 答申第112号

件名	「出先機関の行政文書について、出先機関に開示請求した場合、出先機関以外を担当課(所)とするようにした書類」及び「その書類作成に関与した県職員の名前がわかる書類」の不開示決定
背景	開示請求書に特定の文書名の記載はなかったが、異議申立書等において請求に該当する文書として具体的な特定をしてきた。
付言	異議申立人の主張は主觀にのみ存する事実に基づき行っているものと認められ、そもそも特定の文書名を明らかにした上で開示請求したならば、より的確な決定が期待できたであろうものと認められ、 <u>本件開示請求及び異議申立ては、いたずらに実施機関に事務の負担を強いるものであると言わざるを得ない。</u>

**文書管理について**

**答申第97号**

件名	「千葉県一般会計・特別会計歳入歳出決算説明書（平成8、9、10年度分）」の不開示決定（知事）
背景	実施機関は、本件文書の保存期間を1年と定めているが、当該文書の保存期間に対する異議申立人の主張に、相当の理由が認められることから、保存期間の見直しの必要性がある。
付言	<p>現在における歳入歳出決算説明書の保存期間の分類は誤ったものとまでは認められないが、異議申立人が主張するように、支出の内容を個別、事業別に知り得る唯一の資料であり、県民にとって県の執行状況を決算ベースで検証するためにはこのうえなく重要な文書であるとの主張には相当の理由があるものと認められる。</p> <p>また、条例第29条第1項には「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」と定められていることや、歳入歳出決算説明書によらずに決算内容を検証することの県民の負担を考えれば、実施機関においては、歳入歳出決算説明書の作成理由が説明のとおりであるとしても、<u>保存期間の見直しを検討すべきであると思料される。</u></p>

**答申第104号**

件名	「平成4年度分の監査委員事務局の食糧費の支出に係る一切の資料」の公文書不存在等通知（監査委員）
背景	請求に係る対象文書が、保存期間内に紛失されたことに対し、再発防止の必要性がある。
付言	<p>行政文書の適正な管理は、適切かつ円滑な情報公開を実施するための基本であり、条例第29条第1項においては、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」と規定している。同項の規定にもかかわらず、<u>保存期間中の行政文書を紛失したことは、県民の知る権利にこたえることを不可能とし、情報公開制度に対する県民の信頼を失墜させることとなる。</u></p> <p>実施機関においては、今後、このようなことがないよう、<u>早急に再発防止のための方策を確立することを、強く要請するものである。</u></p>

答申第114(120)号

件名	「『千葉県立図書館基本構想』及び『新県立中央図書館（仮称）基本計画』の発注仕様書及び業務委託契約書（含問い合わせ書類）」の不開示決定（教育委員会）
背景	本件文書は、保存期間5年で廃棄されているが、長期計画など県の重要な施策に関する文書等について、保存方法とともに保存期間を再検討する必要性がある。
付言	条例第1条に規定する県民に対する県の説明責務及び第29条の趣旨に鑑みれば、長期計画などの県の重要な施策に関する基本計画の契約関係等の文書については、電子化による物理的な文書の管理技術の進展や、文書保存にかかる事務の費用対効果などの状況の変動を見極めつつ、 <u>文書保存の在り方を研究する必要性も認められるところである。</u>

答申第121号

件名	「東葛飾高校年間指導計画（平成12年度）」の行政文書不開示決定 (教育委員会)
背景	規則で備え付けが定められた文書が、作成されていなかったことから不存在とせざるを得なかつたことに対し、文書管理のあり方が問われる。
付言	仮にも、 <u>法令等において備え付けが義務付けられている行政文書が、不作成によって、「不存在」として県民の開示請求権に影響を与えるようなことは、千葉県情報公開条例の趣旨に反したものといわざるを得ず、実施機関においては、今後このようなことのないよう適切な事務処理を行うよう要請するものである。</u>

答申第144（141・142・143）号

件名	「佐倉市内的一般廃棄物処分場の経過及び実態の詳細資料、処分場として使用した又は使用している場所（何ヶ所か）、その面積、容積、廃棄物の内容、使用前の用途、後の用途、地権者の推移、関連して発生した費用詳細、事前の環境（地下水等全て）評価、同事後」の公文書不存在等通知（知事）
背景	実施機関は不存在として決定したが、審査会における審査過程で、対象文書として特定すべきものの存在が認められた。
付言	<p>① 本件決定において、実施機関が、本件文書が<u>廃棄済みであることを理由に安易に不存在と決定し、他の文書についての検討を怠ったことは妥当を欠くものであったと言わざるをえない。</u></p> <p>② 異議申立人は、本件に係る公開請求は平成10年2月6日付けで行われたものであり、現在まで多くの期間を徒過してしまったことは、不当・違法な怠業行為であると主張する。</p> <p>確かに、簡易迅速な救済手段である異議申立て制度の趣旨を損なう事態で有ると考えられるので、<u>実施機関に対しては、早期の諮詢と迅速な処理を求めるものである。</u></p>

平成16年3月23日受付

## 千葉県情報公開審査会の審議についての申入書

しかし、わたしたちが作成した傍聴記録や公開された会議録を詳細に検討した結果、わたしたちはなおいくつかの点において早急に改善されるべき点があるとの結論に達しました。そこで、下記のとおり第二回目の申入れを行います。至急ご検討のうえ2004年4月30日までに文書をもってご回答ください。

なお、全国市民オンブズマン連絡会議は、情報公開度ランディングを取りまとめ公表しましたが、千葉県の情報公開度は昨年の第8位から第17位と後退しました。この調査結果を審議に生かされ、全国に汎たる情報公開制度となるよう期待します。

### 記

#### 1 審議のあり方について

- 1) 委員の欠席や遅刻が目立ちます。任務の重要性を再度確認してください。
- 2) 時折ちぐはぐな発言が見受けられます。千葉県情報公開推進委員会の報告のみならず、議事録や添付資料を把握、理解した上で審査会に臨んでください。
- 3) 傍聴人に発言の機会を十分に保障し、県民の声を直接、積極的に取り上げよう再度要請します。
- 4) インターネット等において意見募集をしていますが、それら意見をどのように審議に反映するのか明らかにしてください。

#### 2 会議録について

- 1) 会議録は次回審議会までには公開してください。会議はインターネットで中継してください。テープを起こした録取書を作成してください。
- 2) テープも直ちに開示請求の対象にしてください。
- 3) 発言者の氏名も明記してください。
- 4) 他の多くの審査会、審議会、委員会、懇談会等の手本になるような会議録にしてください。

添付 第8回 全国情報公開度ランディング

記事解禁：テレビ・ラジオ 3月19日午後2時以降、新聞 3月20日朝刊

**2004年3月17日版**

千葉県 オンブズ の 記者会見  
3月23日 14時

## 第8回全国情報公開度ランキング (都道府県・政令指定都市)

全国市民オンブズマン連絡会議

千葉県市民オンブズマン連絡会議

市民オンブズ千葉

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目6番41号 リブビル 6階  
TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050  
E-mail office@ombudsman.jp  
特定非営利活動法人 情報公開市民センター <http://www.jkcc.gr.jp>

全22枚(表紙含む)

## 第8回全国情報公開度ランキング

2004年3月  
全国市民オンブズマン連絡会議

### 1. はじめに

今回で情報公開度ランキングの発表も8回目になりました。調査方法は過去7回と同様に全国市民オンブズマン連絡会議に所属する日本全国のオンブズによる実際の情報公開請求に基づいて入手した資料を基礎とし、これに各自治体に情報公開条例の運用の実態を直接問い合わせた結果を加味して評価しました。各地のオンブズの調査は2003年の11月、情報公開条例運用実態の追加調査は2003年12月を基準としました。そのため、一部の自治体では現時点の運用の実態と評価が食い違う結果となっています。評価対象自治体は47都道府県、13政令市のほか、地元の各市民オンブズが任意に情報公開請求した25の市です。

評価の基準は全国市民オンブズマンのメンバーによる第8回ランキング判定委員会によって作成され、これに基づく資料の評価と調査は名古屋にある全国事務局のメンバーが担当しました。調査対象資料は定期監査の資料が膨大なこともあります、A4判の厚さ約8センチのファイル50冊分に上りましたが、すべての書類を複数名で目を通し、協議し、自治体に確認のうえ評価を決定しました。今回の調査にも、全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する50を超えるグループとそのメンバーが参加しました。

なお、今回、物品購入の予定価格の情報としてA4コピー用紙の予定価格情報を調査しましたが、情報をチェックするうち、情報公開度とは違った意味で興味深い結果が現れました。全国の警察が支出した激励慰労費についても、私たちの情報公開度ランキングが全国初の調査となります。これらは情報公開度ランキング調査の副産物ともいえるデータですが、今後の市民オンブズの活動に重要な示唆を与える可能性のある情報と考え、末尾に掲載しました。

### 2. 評価項目・採点基準等

評価の項目は例年通り、文書の公開（透明）度と制度運用状況から構成しました。

#### (1) 文書の公開（透明）度

47都道府県の公開度の評価対象情報と配点は次の通りです。

- ①首長、部（局）長交際費の相手方情報（15ポイント）
- ②直近の県警に対する定期監査の資料（45ポイント）
- ③入札書類の予定価格情報（20ポイント）
- ④土地開発公社の取得土地に関する情報（40ポイント）
- ⑤県警の激励慰労費の支出に関する氏名（10ポイント）

（合計得点130ポイント）

土地開発公社のない東京都と愛媛県では住宅供給公社の情報の公開度を、激励慰労費を支出していない県警では県警の出張旅費の公開度を評価対象としました（それぞれの自治体の一覧表にその旨を表記しています）。

また、県警のない政令市、その他の市については⑤をはずし、②の監査書類は教育委員会に対する定期監査とし、満点を120ポイントとして評価を実施しました。

#### (2) 評価対象の変更

評価対象情報中、昨年から引き続いているのは交際費の相手方情報と定期監査の資料のみです。入札書類、土地開発公社の情報については過去のランキングでも調査対象としたことがあります（入札は第3回、土地開発公社は第4回）、入札書類についてはこれまで実施したことのない業務委託と物品購入に関する入札予定価格情報を、土地開発公社の情報については土地開発公社自体が条例の実施機関となっているかどうかも含めて評価するなど、ひねりを加えました。また、私たちが数年前から注目している警察情報の公開については、公費で飲食することが認められている数少ない費目である激励慰労費情報を取り上げました。

県警に対する定期監査の資料については昨年に引き続き2回目です。政策形成過程の情報公開を重視する、という観点から、配点を高くしたのもこれまで同様です。

交際費については、あの不当な最高裁判決の悪影響をチェックする意味もこめて例年通り

のいわば「定点観測」ですが、今回は首長交際費に限定せず、部（局）交際費の公開実態も調査しました。これは一部の自治体で首長交際費の公開度と部長交際費の公開度を異にする運用をしている例があったからです。そして今回は、公開度が異なるような場合には、公開度の低い方を基準として評価しました。

#### (3) 制度運用

評価項目はこれまで同様コピー一代だけとし、A4判1枚を基準としました。

閲覧手数料を徴収する自治体は「失格」として順位をつけないことも例年通りです。該当したのは東京都だけでした。

#### (4) 総合ポイントと配点

その結果、都道府県については合計160ポイントを満点とし、それ以外の自治体に関しては150ポイントを満点として、それぞれ100点満点に換算して得点を決定しました。

例年同様、開示された文書の評価に際しても、単に公開、非公開のみを判断するだけでなく、議論の過程が詳細に汲み取れるような記載がなされているかどうか、という、文書から得られる情報の量と質に着目しました。そのため、記載されている情報が刊行物で既に公にされているものと大差ない場合には得点が伸びないという結果も発生しました。

### 3. 調査期間、方法

一部の自治体を除き、昨年（2003年）の11月18日に全国市民オンブズマン連絡会議に所属する各地のグループが自治体宛に情報の公開請求を実施し、開示された資料に追加調査結果を加味して一次評価を行いました。主な追加調査事項は、交際費支出の相手方情報の公開基準の有無と予定価格を公表する運用をしているか否か、という点です。

一次評価をした段階で、その評価を各自治体に送付し、3月5日を期限として自治体の意見を聴取したうえで、最終的な評価を決定しました。

各項目の採点基準の詳細は、別紙の採点基準表をご覧ください。

### 4. 調査結果

#### (1) 全体の傾向

##### ①宮城県1位陥落、福井県の躍進、東京都の最下位

今回のランキング調査の項目で知事を実施機関とするものは交際費関係情報と入札関係情報だけです。したがって、知事だけが情報公開に熱心であっても、監査書類や県警関係書類の公開が遅れている場合には得点が伸びません。そういう点では、自治体全体での情報公開への取り組みが問われる結果になっています。

調査結果からは、新たに評価の対象とした物品購入契約と業務委託契約の予定価格情報の公開と土地開発公社の情報の公開度で差がついた、という結果となりました。昨年まで通算6回、99年発表の第3回ランキング調査以来5回連続して1位を守ってきた宮城県が今回6位に後退したことなどはその典型的な例と言えます。宮城県の最大の敗因は、土地開発公社を条例の実施機関とする条例改正が行われていないこと、地番ごとに取得価格を公開していないことの二点で、土地開発公社の情報の公開度の得点が伸びなかつたことが挙げられます。鳥取県、岡山県では土地開発公社を既に条例の実施機関としていますし、福井県、岐阜県、三重県、和歌山県、京都府、沖縄県の6府県では地番ごとの取得価格を公開しています。

宮城県にかわって首位にたったのは鳥取県です。2位は和歌山県、3位は三重県、4位は福井県、5位は山口県です。三重県、和歌山県、鳥取県、山口県はこのところ上位にいますが、昨年26位の福井県のベスト5入りは大躍進と言ってよいでしょう。福井県は昨年、新知事が誕生しました。知事の姿勢が情報公開をすすめる原動力となっていることからみれば、新知事は少なくともこの一年は情報公開に積極的に取り組んでいると評価できます。

一方、今回、公開度（透明度）で最下位となったのは東京都です。東京都は閲覧手数料を徴収することで失格となり、総合順位はつきません。しかし、透明度の観点のみから見ても今年もっとも情報公開度の低い都道府県となった訳です。カンニングをして失格となった答案を探点したら赤点だった、というようなもので、どの観点から見ても首都東京は日本の情報公開のワースト1です。東京都の情報公開の貧弱さはすべての評価項目に共通しています。

東京都は土地開発公社を持っていませんから、この項目では住宅供給公社を対象としま

した。そして、この項目では3ポイントしか獲得できなかつたことについて東京都から、評価対象が異なる以上、不公平だ、とのクレームが寄せられましたが、東京都と同様に住宅供給公社を評価対象とした愛媛県では24ポイントを獲得しています。

そのほか、東京都では物品購入と業務委託に関する入札の予定価格はまったく公開せず、激励慰労費を警視庁は2002年度に1年間で1億2300万円（！）も飲食に使っていながら、これを用いた飲食会の出席者を公開しない、警視庁の定期監査での委員の質疑内容の公開もないなど、今回の調査における東京都の情報公開の運用には見るべきところは全くありません。

情報公開制度は市民が行政に参加するためのものです。今回、東京都の情報公開度が全国最悪となつたのは、石原知事の権力的な姿勢がもたらしたと言えるかもしれません。原因はともかく、首都東京の情報公開に対する消極的な姿勢は強い批判に値します。

#### ②情報公開の低迷地区九州

去年最下位の長崎県は41位、福岡県はさらに悪く44位、熊本県が40位、鹿児島県が36位、宮崎県が30位、大分県が23位、最も順位の高い佐賀県でも17位と、相変わらず九州地方の低迷が続いています。なぜ九州はこれほどまでに情報公開に不熱心なのでしょうか。九州地方の各県では市民の眼をおそれる何か大問題を常に抱えているのでしょうか。あるいは、情報公開請求をする市民を不逞の輩などと敵視する姿勢が県庁内に蔓延しているのでしょうか。九州地区の知事たちは、もういい加減に情報非公開の風土から脱却すべきです。

#### ③息切れ？自治体

過去成績上位だったにもかかわらず、前回から低迷している自治体があります。前々回の第6回でベスト5入りをした長野県は前回18位、今回はとうとう35位に、前々回6位の北海道は前回22位、今回は43位に、第2回から第5回調査まで4回連続ベスト10入りをしていた高知県は前々回の第6回が18位、前回が34位、今回24位と、下落傾向にあります。これらの自治体はかつては全国的に高い情報公開度を保っていたことからみれば、知事の情報公開に対する意識は高いと考えられます。しかし、その意識が県庁全体に及んでいないことが低迷の原因になっているのではないでしょうか。復活を望みたいものです。

#### ④大阪市の低迷

政令市では大阪市の低迷が目立っています。大阪市は全国市民オンブズマン連絡会議の調査で、2001年度に全国で最も多額の交際費を支出していた自治体（年間1億7000万円以上）であることが明らかになり、2003年8月の仙台での全国市民オンブズマン大会でその非公開体質が問題とされました。ところが、今回の調査でも、相手方情報の多くを公開しない、という運用を改めません。こうなると、支出先を公にできない特殊な事情がある支出先や目的に交際費が使われているのではないか、との疑いがますます強くなります。情報非公開の影に腐敗あり、とは私たちが過去10年間にわたって主張してきたことですし、後に述べるように、最近の道警や県警による裏金つくりの事実は、そのことに例外がないことを示しているからです。

大阪市は、それ以外の項目でも評価すべき運用はなく、相変わらずの情報暗黒都市ぶりを発揮しています。大阪は市民オンブズマンの発祥の地であり、見張り番など地元のグループが大阪市の情報非公開体質を裁判などで鋭く追及しています。にもかかわらず未だに大阪市が頑迷な非公開体質を維持していることは、大阪市長をはじめとする大阪市職員がもっていた「情報非公開ウイルス」が、情報の公開を求める市民に抵抗するうちに突然変異を起こし、より強力な情報非公開ウイルスとなつた、と言いたくなります。

昨年最下位の名古屋市、下から2番目だった神戸市がカムバックしました。しかし、このように順位の上下動が大きいのは、情報公開制度の見直しが市民オンブズマンによる調査の後手後手に回っていること、すなわち、情報公開の重要性は認めるが、指摘されるまでは改善しない、という体質が市長さんや市役所内にあることが原因となっているのではないか、と思われます。しかし、そういう状態で、情報公開制度が実際に市政運営に生かされていると言えるかは疑問です。かつて宮城県の浅野知事が情報公開制度について、転ばぬ先の杖、と評しましたが、市民オンブズマンに指摘されて改善する（それでも、改善することは大阪市のように無視するより良いのは明らかですが）のと、転ばぬ先の杖、と

位置づけて積極的に情報公開制度を行政に生かしていくのとでは、考え方には大きな開きがあるように思えるからです。

## (2) 交際費情報

### ①調査の趣旨

首長交際費は第2回ランキング調査から連続して評価項目としていますが、今回のランキングでは、部（局）長交際費の相手方の開示度を資料に加え、首長、部（局）長交際費のうち、公開度の低い方を得点とすることにしました。当然ながら、交際費の支出先情報の公開基準を首長と部長とで異にすることの合理性は認められません。首長交際費の相手方を公開するだけでは、自治体のおつきあいの実態が市民に公開されたことにはならないからです。

### ②最高裁判決の悪影響

2001年3月27日に出された、情報公開に極めて消極的な最高裁第三小法廷判決の影響に一昨年来注目してきました。最高裁の基準によった場合、おおよそこのランキング調査では「非個人の一部の公開（個人の一部公開も含む）」の2ポイント、となると思われますが、2ポイントしかとれなかった自治体は昨年が山形県・茨城県・静岡県・石川県・奈良県・福岡県・鹿児島県の7県、今年が山形県、静岡県、奈良県、島根県、福岡県、鹿児島県の6県となっています。昨年2ポイントの茨城県、石川県は今回は全面公開の15点満点となりました。その代わりに昨年7ポイントの島根県が2ポイントに後退しています。

全国で島根県だけが交際費の相手方情報の公開度を後退させてきました。これが最高裁判決を受けたものかどうかは不明です。動機はともかく、一旦公開した情報を非公開にする、ということは時代に逆行します。

島根県はともかく、他の都道府県を見る限り、最高裁判決の悪影響は自治体の公開の流れを阻害していない、と言えると思います。

### ③病気見舞いも原則公開が常識化

反対に「病気見舞いの相手方氏名」の全面公開（15ポイント）をした自治体は昨年が13道県（北海道・秋田県・岩手県・宮城県・福島県・栃木県・千葉県・三重県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・熊本県）。今回は19道県（北海道、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、福井県、三重県、京都府、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、佐賀県、熊本県）となり、「病気見舞いについて場合によっては非公開にすることがある」（12点）という自治体は、16都府県（青森県、東京都、山梨県、長野県、富山県、愛知県、滋賀県、大阪府、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県）になりました。これら12ポイント以上の、病気見舞いまで公開または原則公開する、という都道府県数は昨年の29都道府県から35都道府県に増えました。

全面公開かどうかはさておき、病気見舞いまで公開する、という自治体が35都道府県となつたということからみれば、このあたりが交際費の公開についての自治体のスタンダードとなったと言えます。これ以下の公開に甘んじている自治体は、大なり小なり、交際費の相手先を公開した場合には行政運営に支障が出る、と考えていることになるでしょう。しかし、むしろそのような自治体では、交際費を用いた行政運営のあり方そのものを再検討すべき時期に来ているのではないでしょうか。

## (3) 監査書類

### ①調査の趣旨と対象情報

昨年に引き続き、都道府県の監査委員の県警本部の予算執行に関する定期監査の書類を調査しました。公開請求は都道府県の代表監査委員に対し「直近の県警本部に対する定期監査（監査通知～広報掲載）の過程で職務上作成し、または職務上取得した書類、資料、メモの一切」です。

最近、北海道警をはじめとして、全国の複数の県警で捜査補償費や旅費を財源とした裏金づくりが問題とされています。これらが報道されること自体、監査委員の監査が警察の不正支出に対しては無力であったことを証明しています。定期監査の作業の形骸化も含めて、監査の情報の公開が監査制度の改善のためには必要なはずです。

なお、市については、教育委員会への定期監査の資料の公開度を調査しました。

### ②評価の方法

昨年同様、地方自治法199条1項および4項に定められた定期監査に関するものです。定期監査の手続きをおさらいしましょう。定期監査の手続きは、初めに監査対象部局に監査委員から監査通知をすることからスタートします。その後、事務局職員による帳票・簿冊等の予備監査（事務局監査）を経て、監査委員による説明聴取や質疑等からなる本監査（委員監査）、委員協議会による協議、監査結果通知、公報掲載という手順をとるのです。この手続きのうち、監査委員の定期監査の結論である公報記載事項が、どのような調査や議論を経て決定されたか、という過程の文書の公開請求をして公開度を評価しました。

公開請求先は各都道府県の代表監査委員で、対象文書は「直近の県警本部（市町村は教育委員会）に対する定期監査（監査通知～公報掲載）の過程で職務上作成し、または職務上取得した書類、資料、メモの一切」としました。具体的な評価方法は、上記請求の結果公開された事務局監査での復命書や報告書、委員監査での質疑内容を精読し、各都道府県で公にされている公報と比較して、公開（一部公開の場合には一部公開）資料から公報記載事項以外にどのような情報が読みとれるか、公報記載事項以外の事項がどの程度詳細に記載されているか、といった、公開文書から得られる情報の量と質に着目して行いました。

今年は昨年と異なり、今回は事務局監査での書類と委員監査での文書のそれぞれについて詳細な評価をしました。委員監査の形骸化も含め、事務局と監査委員の仕事がどこまで市民、県民に公開されているかが重要と判断したからです。

政令市では事務局監査、監査委員監査の一方しか公開されていない等、事務局監査と委員監査を別々に行っているのか不明な自治体が多く見られました。したがって、昨年はどちらに關する文書か不明な場合でもできるだけポイントをつけたのですが、今回は事務局監査の書類が充実していても委員監査の書類が不十分な場合には、委員監査に関する質疑の評価を0としました。その分、昨年よりもきびしい評価となり、得点を落とした自治体が続出した。

### ③調査の結果

評価を厳しくしましたが、昨年以上に情報の公開度は高まっています。今年は全都道府県で監査の際に県警から受領した資料が公開されました。事務局監査の質疑応答も23の府県で詳細な記録が作成され、公開されています。委員監査については24の府県で質疑応答のわかる記録が作成されています。しかしその一方で13の府県では委員監査としての内容のある資料が公開されない結果となりました。もっとも、群馬県のように、公報に詳細な内容が記載されている場合には、委員監査の得点が0となる、というような結果もあります。これについては不公平だ、という考え方もあるかもしれません、公報記載事項に監査委員事務局内の議論の過程が記載されている訳ではありませんし、なぜこれらを公報記載として選択したのか、という過程の議論の記録が公表されることが重要ですから、群馬県についてはあえて0ポイントとしました。

青森県と東京都については昨年、全国市民オンブズマンが調査した結果、監査委員が実際に県警や警視庁に行っていないことが明らかになりましたが、それ以外にも、今回の調査で0点の評価を受けた自治体の中には、実際に委員監査が行われているかどうかすら疑問に思われるを得ないものもありました。また、裏金づくりを認めた北海道警ですが、北海道の監査委員事務局の監査の報告内容も不十分、委員監査については0ポイントですから、これでは裏金つくりなどそもそも指摘できないことは明らかです。現状の監査制度の機能不全は公開された資料からもわかります。

北海道だけでなく、自治体の監査制度の大幅な改正、改善の必要性があることは誰の目からも明らかです。せめてそのためにも、詳細な記録は残し、監査委員や事務局の仕事の内容を明らかにして、不正支出を見逃した際の責任の所在がわかる程度の情報は市民、県民に明らかにしておくことが必要でしょう。このことによって監査制度の改善についての意見も出てくる素地をつくることができるからです。そういう点では、監査関係情報の公開も、記録も残さない、という自治体の監査委員事務局は制度疲労の極致にあると言えるのではないでしようか。

### (4) 入札予定価格情報

#### ①調査の趣旨と対象情報

A 4コピー用紙の購入契約（本庁契約分複数の部局で契約していればいずれか1部局対象）

と道路清掃業務委託（本庁契約分、なければ出先の1つ）について、「平成15年に入札が行われた、以下の予定価格と入札価格、落札価格のわかるもの」を対象情報として公開請求したもの。工事の予定価格については、2001年（平成13年）3月9日付閣議決定による入札・契約適正化指針で公表が指示され、現在は全都道府県、政令市で公表されています。

その一方で、業務委託と物品購入の予定価格については、上記「指針」が指示していないことを理由として、公表していない自治体もあります。しかし、談合や不当な取引が行われていないか、適切な金額で契約されているかを市民、県民が知るためには、予定価格が公開されることが必要である点は工事と相違はありません。そこで今回、どこの自治体でも購入するA4コピー用紙と道路清掃業務委託の予定価格を評価対象としました。

## ②評価の基準

予定価格を情報公開条例による公開請求によらなくても公表している場合には高い得点（8ポイント以上）が得られることとし、そのうち予定価格の公表時期が入札前の場合には最も透明度が高いとして、満点の10ポイントを配点しました。

予定価格を入札前に公表すること自体が談合防止に直接結びつくものではないにしても、予定価格情報が利権となり、汚職の温床となっていることから、入札前公表に高い評価をしたわけです。

## ③調査の結果

A4用紙購入で事前公表制度を設けている自治体はなく、宮城県、鳥取県、山口県で情報公開請求を待たず、事後的に予定価格を公表していました。道路清掃については愛知県、三重県、京都府、和歌山県、鳥取県、愛媛県、熊本県、大分県の8府県が本庁で予定価格の事前公表の制度をもうけており、この8自治体を含む20自治体が公表の制度を設けています。反対にコピー用紙の予定価格を公表していない自治体は31都道府県、道路清掃の予定価格については6都県が公表していません。道路清掃の予定価格を公表していないこの6都県（東京、新潟、長野、滋賀、広島、福岡）はコピー用紙の予定価格も公開していません。

多くの自治体でコピー用紙の予定価格を公表しない理由は、工事のように複雑な積算作業を経て算出される設計金額に基づいて予定価格を決定する必要がないだけに、コピー用紙は単価が単純に決まり、しかも反復継続して契約をするものである以上、予定価格の公表が談合を誘発するから、と説明されます。

しかし、コピー用紙2500枚の実態価格などは民間向けの宅配通信販売業者のカタログで容易に知ることができます。単価が単純に把握できるからこそ、予定価格の相当性や契約価格の合理性などは市民、県民がより容易に判断できるとすら言えます。

工事についての予定価格を公表していないながら、清掃業務の委託契約の予定価格を公表しない、という合理性はコピー用紙以上に乏しいと言えます。双方について予定価格を公表していない6都県中に、工事の入札制度改革で日本でもっとも進んだ制度を持っている自治体の一つと言える長野県が含まれていることについては、意外です。長野県の順位低迷の原因となっています。

なお、今回の調査の過程で入手した各地の入札結果調書を分析した結果、同じA4のコピー用紙の購入でありながら、自治体ごとに契約単価に大きな開きがあること、ひどいところでは同じ県の県庁所在地の市と県とで単価にして倍以上の開きのあるところがあることが明らかになりました。これについては最後に番外編として報告します。

## （5）土地開発公社

### ①調査の趣旨と対象情報

土地開発公社（以下「公社」と言います）が自治体の事業用地を購入したまま、事業の凍結などで長期間保有している土地に要する費用が自治体財源を圧迫していることは、過去、私たちも「塩漬け土地問題」と名付けて問題にしてきました。この問題の深刻さは、公社保有土地の取得費や、土地取得のための借入金の金利などを合算した積上価格（簿価）はそのまま自治体の負担となっていき、私たち県民、市民の税金がつぎ込まれることになることによります。現実にバブル期に購入した塩漬け土地に要する費用負担が原因となって事実上破産してしまった自治体も出ています。そうなると住民に対する行政サービスは悪化せざるを得ません。したがって公社保有土地について、不当に高い価格で公社が土地を購入していないか、また金利を含む経費を自治体がどのくらい負担しなければならないか、といった情報は

自治体行政の将来を左右する情報として、県民、市民に公開されなければならないのです。

情報公開対象情報は「土地開発公社の保有土地一覧表（2003年3月31日現在）」とし、地番ごとの取得価格がわかるか、積上価格がわかるかを評価対象としました。なお、先に述べましたが、土地開発公社がない東京都、土地開発公社で土地を保有していない愛媛県については、住宅供給公社の保有する土地について調査しました。

## ②情報の請求先と条例の実施機関化

多くの土地開発公社では情報公開のための規定や要綱を定めています。そこで、今回の調査では、原則として土地開発公社に情報公開請求をし、入手した資料をもとにしました（規定、要綱もない場合には首長宛に請求）。そして、公開度とは別に、規定、要綱を有しているか（3ポイント）、各自治体の情報公開条例で土地開発公社を実施機関としているかどうか（10ポイント）でポイントを加算しました。条例の実施機関となって初めて初めて非公開処分を争う訴訟を提起できるなど、情報公開制度を具備している、と言えるからです。

なお、かつては公社を条例の実施機関とできるか、という点に法的な疑義が出されましたことがあります。しかしこの点については、現在国において独立行政法人等情報公開法が施行、制定されていることから、法的に問題はありませんし、地方三公社の実施機関化については2000年5月17日開催の「特殊法人情報公開検討委員会第22回会議」において自治省行政局長、建設省道路局路政課長・住宅局民間住宅課長らが、地方三公社（土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社）の情報公開条例の実施機関化について法的な問題はない旨を述べています。

## ③調査結果

地番ごとの取得価格を公開していれば満点の15ポイント、地番・地権者名は公開しているが個別取得価格は非公開であれば7ポイント、地番は公開しているが個別取得価格は非公開なら6ポイント、地番は非公開だが代表地番や事業ごとの価格は公開していれば4ポイント、事業ごとの価格のみ公開なら3ポイント、いずれも非公開なら0ポイントとしました。積上価格は事業ごとに記載されますから、事業ごとの支払利息を公開していれば満点の15ポイント、非公開なら7ポイント、記載がなければ0ポイントとしました。これは非公開なら取消を求めますが、記載なしでは取消を求めようがないからです。これに基づく調査結果は別表記載の通りです。

取得価格については地番ごとの取得価格まで公開しているのは6府県（和歌山県、三重県、福井県、沖縄県、岐阜県、京都府）と3市（横浜市、千葉市、川崎市）でした。不当な価格で土地購入がなされたかどうかを市民が知るために、地番ごとの取得価格の公開が必要です。地番ごとに取得価格が公開されることの公益性は高いと考えます。

積上価格の事業ごとの利息については36府県は公開しており、非公開のは山梨県のみで、残りは記載なしでした。利息がどの程度自治体の財源を圧迫するかはきわめて重要な情報です。記載すらないことは塩漬け土地の深刻さを十分に理解していないか、塩漬け土地に多額の税金を投入する結果となったとしても、そのことについて市民に責任をとろうとする意識がないとしか思えないのですが。

## ④条例の実施機関化の遅れ

情報公開条例の実施機関になっていたのは鳥取県と岡山県、福岡市の3自治体のみでした。逆に京都府と熊本県は情報公開規程すらありませんでした。今回の調査で45都道府県と13政令市の公社について直接情報公開請求ができることが判明したわけです。

道府県以外の土地開発公社はどの程度条例の実施機関となっているのでしょうか。今回ランキングにあわせて市町村の土地開発公社について調査しました。全国1475公社の設置団体のうち、土地開発公社を実施機関に含めているのは以下の46市町村でした。

北海道：函館市、青森県：浪岡町・常盤村、茨城県：阿見町、群馬県：藤岡市・玉村町、埼玉県：草加市・入間市・鳩ヶ谷市・朝霞市・幸手市・白岡町・神奈川県：藤沢市・小田原市、三重県：上野市、兵庫県：伊丹市・三田市、山口県：久賀町・大畠町・田布施町・平生町、福岡県：福岡市・大牟田市・直方市・飯塚市・柳川市・八女市・篠栗町・粕屋町・若宮町・碓井町・杷木町・夜須町・二丈町・吉井町・城島町・三潴町・立花町・広川町・金田町、熊本県：水俣市・牛深市・菊池市・松橋町・菊水町・津奈木町

上記46市町村と鳥取県・岡山県の合計48自治体が条例で土地開発公社を実施機関にし

ていることになります。

土地開発公社に限らず、地方住宅供給公社、地方道路公社のいわゆる地方三公社の債務が地方財政を圧迫することが指摘され、いくつかの自治体では現実に問題も生じています。地方三公社に問題があり、国に独立行政法人等情報公開法があるのに、未だに地方三公社が条例の実施機関となっていない、というのは明らかに自治体の対応が遅れています。早急に条例改正が必要でしょう。

#### (6) 激励慰労費

##### ①調査の対象と趣旨

警察関係支出の対象として激励慰労費の支出関係文書を選びました。激励慰労費とは、捜査活動に従事した警察官が飲食に用いることが許されている経費で、財源が国費のものと県費のものとがあります。請求対象文書は「2002年度中に捜査費（国費・県費）で支出した激励慰労費」で、請求先は各道府県警本部長です。請求の結果、激励慰労費を支出していなかったことが判明した4県（群馬県・山口県・大分県・宮崎県）に関しては、県警総務課の出張旅費を情報公開請求しました。

2002年度に全国の道府県警と警視庁で支出した激励慰労費の総額は約1億9700万円に上りました。各県別の支出額は別紙〔参考資料1〕をご覧下さい。以前、食糧費を公務員が内輪での飲食に使っていて返還を命じられた判決がありました。同じ公費でありながら、激励慰労費というだけで未だに年間1億9700万円もの税金が飲食に用いることが許されるというのは合理的とは思えません。現に昨年（2003年）、高知県警が県費を財源とする激励慰労費を飲食に支出していたことに関し、監査委員が同年の9月に自主返還を求める意見を出すに至っています。加えて、現在、北海道警を初めとして日本全国の県警でカラ出張やカラ捜査費の流用など組織的な裏金つくりの疑惑が問題となっています。

私たちは95年の官官接待の追及以降、カラ出張問題など他の自治体の部局の不正支出を追及してきましたが、警察情報についてはこれまで、ほとんどが捜査上の秘密を理由に非開示とされ、住民訴訟に勝訴するに十分なカラ出張などの資料をなかなか入手できませんでした。一方、宮城県警や静岡県警の旅費や食糧費の情報は情報公開訴訟の結果2004年2月、3月に相次いで開示され、静岡県警はカラ出張を認めるという大きな成果を生み出しました。食糧費・旅費は警部補以下非公開であったからこそ裏金にまわっていたのであり、情報をオープンにすれば裏金になることもありませんでした。今ごろになって、警察の裏金疑惑が噴出しているのは、情報の非公開の陰に腐敗あり、といった私たちがこの10年言い続けてきたことが顕出したにすぎません。

##### ②評価基準

ランキングとしては県警本部の激励慰労費の参加者氏名に関して、どこまで公開されるかをチェックしました。全面公開の県警本部は10ポイント（満点）、警部補以下非公開が8ポイント、警部以下非公開が6ポイント、非公開・記載無しが0ポイントとしました。

##### ③調査の結果

氏名を全面公開している県警本部はありませんでした。参加者の記載がなかったのは6都県（沖縄県・岐阜県・千葉県・神奈川県・福岡県・東京都）、警部以下氏名非公開は2県（静岡県・山梨県）、その他39道府県が警部補以下の氏名が非公開でした。そもそも身内だけの激励慰労会の出席者名簿を作成しない6都県は問題外です。

また、非公開の論理にしても、警備の任務中ならともかく、任務終了後の激励慰労会に参加した氏名すら非公開なのは理解に苦します。

カラ出張・カラ飲食を認めた静岡県警は警部以下的情報を公開していませんでした。これでは、再発防止に対する意欲を疑わざるを得ません。

警部補以下氏名を非公開としている県警本部が多いのですが、これも問題です。ちなみに鳥取県警は、地元のオンブズが提起した鳥取県警の食糧費の公開に関する裁判で、警部補以下の氏名を公開するという判決が出る前に、規則で「警部補以下の氏名は非公開とする」と定めてしまいました。警部補以下氏名の非公開取消判決は確定し、公開が命じられましたが、新たに作った規則を盾にいまだに公開していません。法的な対応の合理性について疑義があることももちろんですが、不正がないから非公開、ではなく、不正がないから公開、というのが県警の信頼回復に最も求められていることのはずです。そしてこのことは、全国の県警

本部に共通するはずです。

#### (7) 制度運用

これまで同様、コピーライフが安価であることが充実した情報公開制度には不可欠という観点から、1枚10円までのコピーライフを徴収する場合には満点の30ポイント、21円以上のコピーライフを徴収するところは一律0ポイントとしました。都道府県では21円以上を徴収する自治体はありません。

昨年、コピーライフは1枚10円とする地方自治体は28府県でしたが、今年は35自治体になりました。昨年の第7回ランキング調査で「コピーライフ10円はスタンダードとなった」と言って良い」と述べましたが、その傾向はますます強まっていると思います。20円を徴収している12自治体（東京、山梨、新潟、兵庫、広島、島根、香川、福岡、長崎、熊本、鹿児島、宮崎）中5県が九州というのもコピーライフのカルテルでもあるのではないか、と疑われますが、佐賀県は今年、10円に値下げしました。他の5県も佐賀県にならってほしいと思います。

#### (8) 失格について

閲覧手数料を徴収する自治体は例年同様、失格としました。都道府県、政令市での失格は東京都だけです。

#### 5. まとめ

二極化が進んでいること、九州地区の公開度が低いことを昨年来指摘しました。しかし、その九州でも佐賀や大分など、少しずつ公開度の改善をしている自治体も出ています。情報公開制度の遅れている自治体はやはり少数派になっています。今年の福井県のように、新知事誕生が情報公開度アップの原動力になった、と思われるところもあります。しかし、いつたん上位評価を受けても、翌年の調査では順位を後退させる自治体も多くなっています。

行政や地方政治が常に新しい問題に直面する度ごとに、どのような情報を公開しなければならないか、というテーマも新しくなります。一度の見直しだけで情報公開制度は完成するのではないです。そして、情報公開制度の改善を不斷に検討する、ということは、自治体運営に対する県民、市民の参加に対する首長さんの考え方が常に問われている、ということです。情報公開度の低い自治体の首長さんは、情報公開制度を自己の推進する行政目標に対する広報制度の一部として位置づけたり、自己の推進する行政に反対する市民、県民の意見を雑音としか考えていないのではないでしょうか。

第一次調査の結果を各自治体の情報公開担当者の方に送付し、それぞれの自治体の方々から寄せられた意見も参考にしながらランキングを作成しました。第一調査を各自治体の担当者にお送りするようになってから、毎年に各自治体の担当者から多くの意見が寄せられるようになり、今回の調査では33通のファックスでの申し出が寄せられました。意見の採否と理由について原則としてすべての意見に文書でご返事をしてきましたが、そのすべてをコメントでふれることはできませんでした。その点をお詫びするとともにご意見をお寄せくださったことに感謝致します。特に、監査書類の評価については多くの意見が寄せられました。中には今後の参考にするから、良い評価を受けたサンプルを見せていただきたい、という意見もありました。そこで、今回は監査書類について満点を獲得した自治体のうち、復命書の内容については茨城県、監査委員質疑については三重県の文書の一部を別紙【参考資料2・3】として添付します。

自治体の情報公開でもっとも遅れているのは県警の情報公開です。情報の非公開を続ける場合には、県警に対する信頼回復をはかることは困難です。そればかりか、情報の非公開は、かつて情報を非公開としたまま、自治体内部でカラ出張の調査、改善をした際に自治体が直面した問題、すなわち、公費支出について市民、県民の批判や意見が入り込まないことで、妥当な公費支出基準の判断に支障が生じる（たとえば旅費の支出などで部局内ごとで基準がまちまちになる）などの多くの弊害を生みやすくするのです。各地の県警が情報公開度の改善をはかることを期待したいと思います。

以上

## 【番外編】 コピー用紙価格比較 [参考資料4]

今回コピー用紙の予定価格をランキングの対象にしましたが、その副産物として各自治体がいくらでコピー用紙を購入しているかが判明しました。これらを踏まえ、コピー用紙の契約について気づいた点をレポートします。

### ◆ 最も安く購入している自治体、最も高い自治体

A4コピー用紙2500枚当たりの単価を調査してみましたが、今回調査中最安値は福島県で、2500枚で944円で契約しています。反対に、最も高いのは和歌山市で3,200円で、3倍の開きがあります。

### ◆ 用紙のメーカー指定が高値の原因

コピー用紙をメーカー別に指定している自治体が多くみられましたが、これが落札額高騰の原因となっています。民間のオフィス宅配大手のカタログ価格よりも安価な1,200円未満で購入している自治体は40ありますが、メーカー別に指定していた自治体はここには含まれていません。逆に民間のオフィス宅配より明らかに高額の1,500円以上で購入している自治体は19もありますが、内、10がメーカー別に紙を指定しています。メーカー別に指定して購入すると、入札業者数が限定されて高価になることがデータから推測できます。

また、コピー機との包括契約をしている自治体もありますが、それも高価になる傾向が見られます。他にも、広島市や福井県など各課ごとに用紙を随意購入している自治体などは割高になる傾向がみられます。購入方法を検討してもらいたいものです。

### ◆ 近隣の価格差

近隣の自治体の入札金額を比較してみると、不可解な点が浮かび上がってきました。いくつか気づいた点を挙げます。

#### <千葉市と千葉県>

千葉市に1,125円で落札した業者は千葉県では入札を辞退し、別の業者が1,540円で落札しています。

#### <和歌山県と和歌山市>

和歌山県で1,470円で落札した業者は、和歌山市で同一種の紙を3,200円と2.18倍の価格で落札しています。

#### <石川県と金沢市>

石川県で1,414円、1,729円で入札した業者は、金沢市では共に1,900円で入札していました(いずれも落札せず)。

#### <松山市と愛媛県>

松山市で1,075円、1,100円、1,150円で入札した業者は、愛媛県では1,850円で入札していました(いずれも落札せず)。

これらは用紙の参入業者間で価格カルテルや談合組織のようなものがつくられ、それが棲み分けが行われていると考える以外に合理的な説明はできないのですが。ぜひ各自治体は調査の上、説明してほしいものです。

### ◆ まとめ

価格カルテルや談合が行われているかどうかはともかくとして、自治体は数万箱単位で紙を購入しています。1箱あたりの落札額が入札によって下がれば、全庁当たりで見れば数百万円単位の節約につながります。また、物品の予定価格を設定する際には、他県の状況を把握して設定すべきです。

第8回全国情報公開度ランキング採点基準

交際費	15ポイント	交際相手情報	首長・一部公開局度の長交際方針のう	A	15ポイント	相手方の個人名まで全面公開	病気見舞いの個人名まで原則開示	
				B	12ポイント	一部の個人名のみ非公開	病気見舞いは一部非開示	
				C	10ポイント	非個人の公開十個人名のほとんどが公開	病気見舞い以外の個人名はすべて開示	
				D	7ポイント	非個人の公開十個人名の一部の公開	個人は相手により開示、一部非開示	
				E	5ポイント	非個人の公開十個人名の非公開	法人・団体名のみ開示	
				F	2ポイント	非個人の一部の公開（個人一部公開も含む）	法人・団体名も一部非開示	
				G	0ポイント	全面非公開		
監査書類	45ポイント	復命書などの事務局員氏名	事務局監査	A	5ポイント	公開		
				B	0ポイント	非公開		
		復命書または報告書の内容		A	15ポイント	経過（監査の流れ、やり取り）まで分かる 細かいチェック項目を設けている		
				B	7ポイント	結論（概要又は簡単なチェック表）まで分かる		
				C	2ポイント	監査広報に記載のない内容はあるものの、その内容が著しく乏しい		
				D	0ポイント	監査広報記載事項のみ、or 記載なし or 非公開		
		監査における委員会質監査に	監査会員の質監査に	A	15ポイント	内容が、具体的・詳細でかつ、発言者の委員会員氏名がわかる		
				B	10ポイント	内容が、具体的・詳細だが、発言者の委員会員氏名がわからない		
				C	5ポイント	結論のみわかる。（この場合、委員の氏名に関しては問わない）		
				D	0ポイント	監査広報記載事項のみ、内容が乏しい、記載なし、または非公開		
		資料の公開		A	10ポイント	公開		
				B	0ポイント	全面非公開		
入札書類の予定価格情報	20ポイント	物品購入	A4コピー用紙の購入	A	10ポイント	予定価格を入札前に公表する制度がある	情報公開請求によらず公表	
				B	8ポイント	予定価格を入札後に公表する制度がある	情報公開請求によらず公表	
				C	6ポイント	情報公開請求があれば予定価格を公表する		
				D	0ポイント	公表せず		
		業務委託	道路清掃業務委託	A	10ポイント	予定価格を入札前に公表する制度がある	情報公開請求によらず公表	
				B	8ポイント	予定価格を入札後に公表する制度がある	情報公開請求によらず公表	
				C	6ポイント	情報公開請求があれば予定価格を公表する		
				D	0ポイント	公表せず		
土地開発公社	40ポイント	情報公開度	情報公開度	A	10ポイント	公社が情報公開条例の実施機関		
				B	3ポイント	公社が規定・要綱を持っており、請求可		
				C	0ポイント	公社に直接は情報公開請求が不可		
		取得価格	取得価格	A	15ポイント	地番ごとの取得価格を公開		
				B	7ポイント	地番・地権者氏名は公開、個別取得価格は非公開		
				C	6ポイント	地番は公開、個別取得価格は非公開		
				D	4ポイント	地番は非公開、代表地番・事業ごとの価格は公開		
				E	3ポイント	地番は非公開、事業ごとの価格のみ公開		
				F	0ポイント	地番、価格(個別/事業ごと)いずれも非公開		
		積上価格	積上価格	A	15ポイント	事業ごとの支払い利息を公開		
				B	7ポイント	事業ごとの支払い利息は非公開		
				C	0ポイント	事業ごとの支払い利息の記載なし		
県警	10ポイント	激励慰労会に参加した警察職員氏名	激励慰労会に参加した警察職員氏名	A	10ポイント	すべて公開		
				B	8ポイント	警部補以下非公開		
				C	6ポイント	警部以下非公開		
				D	0ポイント	すべて非公開、または記載せず		
制度運用	30ポイント	コピー代	コピー代	A	30ポイント	1枚 1円～10円		
				B	10ポイント	1枚 1円～20円		
				C	0ポイント	1枚 21円以上		
失格	閲覧手数料	都道府県		東京都				
		政令指定都市		なし				
ポイント計		160ポイント		(政令指定都市および任意市は150ポイント)				





都道府県 項目別ランキング

交際費			監査			入札			公社			激励慰労費		
順位	自治体名	ポイント	順位	自治体名	ポイント	順位	自治体名	ポイント	順位	自治体名	ポイント	順位	自治体名	ポイント
1	鳥取県	15	1	鳥取県	45	1	鳥取県	18	1	和歌山県	33	1	鳥取県	8
1	和歌山県	15	1	和歌山県	45	2	和歌山県	16	1	三重県	33	1	和歌山県	8
1	三重県	15	1	三重県	45	2	山口県	16	1	福井県	33	1	三重県	8
1	福井県	15	1	福井県	45	4	宮城県	14	1	沖縄県	33	1	福井県	8
1	山口県	15	1	山口県	45	4	徳島県	14	1	岐阜県	33	1	山口県	8
1	宮城県	15	1	宮城県	45	4	福島県	14	6	鳥取県	32	1	宮城県	8
1	岩手県	15	1	沖縄県	45	4	静岡県	14	7	京都府	30	1	岩手県	8
1	栃木県	15	1	岐阜県	45	4	奈良県	14	8	宮城県	25	1	栃木県	8
1	京都府	15	1	大阪府	45	9	岩手県	12	8	岩手県	25	1	京都府	8
1	埼玉県	15	10	茨城県	40	9	栃木県	12	8	埼玉県	25	1	埼玉県	8
1	徳島県	15	10	奈良県	40	9	秋田県	12	8	愛知県	25	1	徳島県	8
1	茨城県	15	10	山梨県	40	9	千葉県	12	8	青森県	25	1	愛知県	8
1	秋田県	15	10	福岡県	40	9	大阪府	12	8	富山県	25	1	茨城県	8
1	千葉県	15	14	栃木県	37	9	群馬県	12	8	香川県	25	1	愛媛県	8
1	佐賀県	15	14	埼玉県	37	9	山梨県	12	15	山口県	24	1	秋田県	8
1	石川県	15	14	千葉県	37	9	兵庫県	12	15	徳島県	24	1	青森県	8
1	神奈川県	15	14	青森県	37	17	三重県	10	15	愛媛県	24	1	佐賀県	8
1	熊本県	15	14	福島県	37	17	京都府	10	15	千葉県	24	1	大阪府	8
1	北海道	15	14	岡山県	37	17	愛知県	10	15	佐賀県	24	1	福島県	8
20	沖縄県	12	14	静岡県	37	17	愛媛県	10	15	群馬県	24	1	大分県	8
20	愛知県	12	14	宮崎県	37	17	大分県	10	15	宮崎県	24	1	高知県	8
20	愛媛県	12	14	神奈川県	37	17	熊本県	10	15	長野県	24	1	富山県	8
20	青森県	12	14	鹿児島県	37	23	福井県	8	15	鹿児島県	24	1	岡山県	8
20	大阪府	12	14	広島県	37	23	岐阜県	8	15	島根県	24	1	群馬県	8
20	大分県	12	14	島根県	37	23	高知県	8	15	山形県	24	1	石川県	8
20	高知県	12	26	岩手県	35	23	岡山県	8	15	福岡県	24	1	宮崎県	8
20	富山県	12	26	愛知県	35	23	鹿児島県	8	27	高知県	22	1	奈良県	8
20	岡山県	12	26	愛媛県	35	23	香川県	8	27	長崎県	22	1	滋賀県	8
20	宮崎県	12	26	佐賀県	35	23	長崎県	8	29	栃木県	21	1	長野県	8
20	滋賀県	12	26	滋賀県	35	30	沖縄県	6	29	茨城県	21	1	鹿児島県	8
20	山梨県	12	31	秋田県	32	30	埼玉県	6	29	秋田県	21	1	広島県	8
20	長野県	12	31	大分県	32	30	茨城県	6	29	福島県	21	1	島根県	8
20	広島県	12	31	高知県	32	30	青森県	6	29	大分県	21	1	山形県	8
20	香川県	12	31	石川県	32	30	佐賀県	6	29	静岡県	21	1	熊本県	8
20	東京都	12	35	京都府	30	30	富山県	6	29	広島県	21	1	香川県	8
36	兵庫県	10	35	徳島県	30	30	石川県	6	29	熊本県	21	1	長崎県	8
37	岐阜県	7	35	富山県	30	30	宮崎県	6	29	新潟県	21	1	北海道	8
37	福島県	7	35	長崎県	30	30	神奈川県	6	38	岡山県	16	1	兵庫県	8
37	長崎県	7	35	兵庫県	30	30	島根県	6	39	山梨県	13	1	新潟県	8
37	新潟県	7	40	群馬県	22	30	山形県	6	40	大阪府	10	40	静岡県	6
41	群馬県	5	40	熊本県	22	30	北海道	6	41	石川県	9	40	山梨県	6
42	静岡県	2	40	香川県	22	42	滋賀県	0	41	滋賀県	9	42	沖縄県	0
42	奈良県	2	40	北海道	22	42	長野県	0	43	神奈川県	6	42	岐阜県	0
42	鹿児島県	2	40	新潟県	22	42	広島県	0	44	奈良県	3	42	千葉県	0
42	島根県	2	46	東京都	22	42	福岡県	0	44	北海道	3	42	神奈川県	0
42	山形県	2	46	長野県	17	42	新潟県	0	44	兵庫県	3	42	福岡県	0
42	福岡県	2	46	山形県	17	42	東京都	0	44	東京都	3	42	東京都	0



任意参加市 総合

自治体名	金額 コピー代 (円)	ポイント											百点満点換算
		交際費	監査				入札		土地開発公社			合計	
			事務局監査		おける 監査委員監 査に よる質 疑	資料の 公開	物品 (紙 等) 購入	業務 (清掃 委託 等)	制度	取得 価格	積上 価格		
			事務局 復命書 提出の 内たは 氏など の名	報告書 提出の 内たは 氏など の名									
函館市	10	30	12	5	0	0	10	6	10	15	15		
弘前市	10	30	10	0	0	0	0	0					
山形市	10	30	10	15	2	0	10	6	3	15	15		
宇都宮市	10	30	10	5	0	0	10	0	0	3	3	15	76
前橋市	10	30	15					6	6				51
柏市	10	30	12					6	6	3	4	15	
相模原市	10	30	12					6	6	3	6	15	
新潟市	10	30	10	5	0	10	10	0	0	3	4	15	87
富山市	10	30	10	5	7	10	10	6	6	3	4	15	106
金沢市	10	30	5	5	15	5	10	6	6	3	0	0	85
小松市	10	30	5	5	2	0	10	8	10	3	3	15	91
加賀市	10	30	7	0	0	0	10	0	6	3	4	15	75
浜松市	10	30	12					0	0	3	0	0	
尼崎市	10	30	10	5	0	10	10	6		3	3	0	
和歌山市	10	30	15					0	0	3	4	15	
松江市	20	10	7	0	0	0	10	6		3	0	0	
岡山市	10	30	12					6	8	3	4	15	
松山市	10	30	5					0	8				
高知市	10	30	12	5	15	0	10	0	0	3	0	15	90
佐賀市	10	30	12	5	15	0	0		10	3	4	15	
熊本市	10	30	15	5	0	0	10	0	0	3	15	15	93
大分市	10	30	15	5	0	0	0	0	0	0	3	15	68
別府市	10	30	2	5	0	0	0		0	0	3	15	45
日田市	10	30	12	5	0	0	0	0	8	3	15	0	73
臼杵市	10	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49

=資料未入手



## 平成14年度 全都道府県警 激励慰労費支出一覧

	総計 (国費+県費)	国費支出計	県費支出計	単位 : 円 国費支出分の内 ワールドカップ分
合計	197,364,955	139,511,763	57,853,192	59,173,865
北海道	13,747,251	13,747,251	0	12,460,422
青森県	74,780	74,780	0	0
岩手県	625,735	625,735	0	625,735
宮城県	5,904,660	5,904,660	0	5,904,660
秋田県	540,008	540,008	0	540,008
山形県	1,400,716	1,400,716	0	0
福島県	1,045,470	273,000	772,470	0
茨城県	531,000	531,000	0	0
栃木県	636,000	426,000	210,000	0
群馬県	0	0	0	0
埼玉県	1,372,385	1,372,385	0	0
千葉県	16,362,606	14,955,606	1,407,000	14,955,606
東京都	123,053,977	75,203,983	47,849,994	12,762,758
神奈川県	6,371,152	6,371,152	0	5,055,672
新潟県	441,000	441,000	0	0
富山県	269,433	269,433	0	0
石川県	303,000	111,000	192,000	0
福井県	1,830,840	888,632	942,208	360,899
山梨県	323,160	323,160	0	0
長野県	275,827	275,827	0	0
岐阜県	177,000	177,000	0	0
静岡県	432,000	354,000	78,000	354,000
愛知県	941,400	552,000	389,400	0
三重県	24,000	24,000	0	0
滋賀県	99,000	21,000	78,000	0
京都府	3,223,360	2,977,360	246,000	2,194,360
大阪府	2,907,994	1,051,517	1,856,477	141,926
兵庫県	801,924	801,924	0	801,924
奈良県	99,000	63,000	36,000	0
和歌山県	1,321,103	689,959	631,144	0
鳥取県	460,000	139,000	321,000	0
島根県	201,000	201,000	0	201,000
岡山県	507,099	93,000	414,099	0
広島県	744,000	171,000	573,000	0
山口県	0	0	0	0
徳島県	500,580	500,580	0	500,580
香川県	249,000	249,000	0	0
愛媛県	1,462,735	1,322,335	140,400	663,515
高知県	3,094,546	2,713,546	381,000	405,000
福岡県	1,284,624	1,284,624	0	0
佐賀県	254,018	254,018	0	0
長崎県	2,564,902	1,229,902	1,335,000	759,000
熊本県	273,000	273,000	0	0
大分県	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0
鹿児島県	546,670	546,670	0	486,800
沖縄県	87,000	87,000	0	0

※県費でのワールドカップ激励慰労費支出はなかった。

(様式2号その3) NO. 3

## 手 備 監 査 書

監査着戻点 〔収入〕	監査 結果			
	通	否	監査内容(精算期別)	監査の方法・確認書類
1 固定事務は適正に行われているか			167 物品貸付収入 17,500円。	<input type="checkbox"/> 条例・規則・要項等 <input type="checkbox"/> 契約書・協定書等 <input checked="" type="checkbox"/> 固定(変更)決算票 <input type="checkbox"/> 固定期の計算基準等 <input type="checkbox"/> 収納決済通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 払込・債権記録 <input type="checkbox"/> 現金出納カード <input checked="" type="checkbox"/> 債権記録(控) <input type="checkbox"/> 履行延期申請書 <input type="checkbox"/> 履行延期承認通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 正紙収入日計表 <input checked="" type="checkbox"/> 正紙収入整理カード <input checked="" type="checkbox"/> 正紙収入に係る各種申請書
(1)法令又は契約等に違反していないか。				
(2)納入義務者に誤りはないか。	✓		自動車貸付料 ・三輪自動車→四輪 自動車	
(3)算定期の算定に誤りはないか。	✓			
(4)所属年度に誤りはないか。	✓			
(5)戻入科目に誤りはないか。	✓			
(6)調定変更又は取り消しの理由は適正か。			1/100円/1回 (H26.5.31以前は1,050円/回 で微収)	
(7)算定は遅延に行われているか。	✓			
(8)納期限は適正に定められているか。	✓		岐阜県技能審査用自動車 貸付規則による ※1月に領収した2,200円がア で、勢い込みで12月6日になっ たので、口頭対応した。	
2 減免措置は適正に行われているか				
減免措置の根拠及び理由は適正か				
3 収納事務は適正に行われているか				
(1)収入は適期に行われているか。	✓			
(2)戻出手続きを適切に行われているか。				
(3)現金領収事務は適正に行われているか。	✓		166 警察証明 ・警察在職中の履歴 証明書 1通 500円	
(4)正紙収入事務は適正に行われているか。	✓			
4 収入未済の処理は適正に処理されているか。			遊技機の検定 1台 6,300円	
(1)督促事務は適正に行われているか。				
(2)収入未済額の算越の手続きは適正に行われているか。				
(3)不納欠損処分は適正に行われているか。			抽出により風俗営業 関係手数料納付書を 確認	
5 金計、年度又は科目の更正手続きは適正に行われているか。				
(1)更正の理由は適正か。				
(2)関係書類の調整及びその処理は適正か。				
6 税務事務は適正に行われているか				
(1)課税事務は適正に行われているか。				
(2)徴収事務は適正に行われているか。				
(3)その他の税務事務は適正に行われているか。				

## 警察本部総括本監査復命書

三重県監査委員 様

警察本部総括本監査の概要は、下記のとおりです。

## 記

- 1 監査実施機関 警察本部  
 2 監査対象年度 平成14年度  
 3 監査対象期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日  
 4 監査実施日 平成15年1月11日  
 5 出席委員等 (委員) 秋田代表監査委員、桜井監査委員、川端監査委員  
                           乙部監査委員  
                           (事務局) 青木局長、渡辺監査監、中村監査主査

## 6 監査の概要(総括質疑・意見)

項目	発言者	発    言    内    容
交通死亡事故の統計について	乙部委員	(県警本部長から出席者紹介ののち、別添資料により概要説明)  交通死亡事故のカウント方法であるが、事故発生後24時間以内に亡くなつた場合は死亡事故とすると聞いていたが、現在も変わっていないか。また、例えば1週間以内に死亡とか、2週間以内に死亡とかの統計はとっていないのか。
	警務部長	死亡事故の定義は変わっていない。また30日以内死者の統計はある。24時間以内の場合の1.2倍程度である。
	乙部委員	あるなら監査事務局にまた教えてやってほしい。
	警務部長	昨年の死亡事故は211人であったが、30日以内死者数は17人である。
	本部長	最近は医療技術が進んでおり事故発生後の死者は減っている。三重県は他県に比べても医療技術は進んでいると聞いていている。
刑法認知件数の増加について	乙部委員	刑法犯認知件数が平成13年から増え検挙率低下の原因になっているが、他都道府県をみると、数値が変わらないところと、急に増えたところがある。これは各県で統計の方法がまちまちで、認知件数をきちんと表に出していなかった都道府県が急に増えたということではないのか。
	本部長	認知件数が実際に増えているのは確かである。理由の一つは、北勢地区に多い来日外国人犯罪である。景気の悪化により失業し、罪を犯す外国人が多くなっている。私はかつて宮崎県にいたことがあったが、宮崎県は外国人が少なかったので検挙率も高かった。もう一つはこれまで犯罪かどうかわからないものは保留扱いしていたが、最近はすべて認知件数に含めることとしているためである。
	乙部委員	認知件数は昔からこんなものだったのか。
	警務部長	増えていることは事実である。最近は交通事故に限らず保険に入っている人が多く、保険金請求のために警察へ被害を届け出る人が増えていることも

